

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング（再処理施設(1-17)、MOX施設(1-17)、濃縮施設(4-15)、濃縮施設(遠心機)(15)）」

2. 日時：令和3年3月12日（金） 13時30分～15時30分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

古作企画調査官、猪俣上席安全審査官、中川上席安全審査官、上出安全審査官、河本安全審査官、田尻安全審査官、大岡安全審査専門職、河原崎安全審査専門職、藤原安全審査専門職、森野安全審査専門職、二平係員

専門検査部門 大東首席原子力専門検査官、館内主任原子力専門検査官

日本原燃(株)

大久保 理事 再処理事業部副事業部長 他24名

東京電力ホールディングス(株) サイクル技術グループ 担当

関西電力(株) 原燃計画グループ マネージャー 他1名

中部電力(株) 原子燃料サイクル部 サイクル戦略グループ 課長

北海道電力株式会社 原子力事業統括部 原子燃料サイクルグループ 副主幹 他1名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っております。

6. その他

提出資料

「設工認に係る資料提出およびヒアリングスケジュール」

「腐食を考慮する容器等の設工認および使用前事業者検査の扱いについて」
「機能・性能検査対象の考え方(核燃料物質等を用いた試験を含む)」
「腐食を考慮する容器等の設工認および使用前事業者検査の扱いについて
に関する基本ロジック」

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）
「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の認可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html
- ・ 日本原燃株式会社 MOX燃料工場 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）
「日本原燃（株）から再処理事業所 MOX 燃料加工施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000124.html
- ・ 日本原燃株式会社 ウラン濃縮工場 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）
「日本原燃（株）から濃縮・埋設事業所加工施設の設計及び工事の計画の認可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000125.html
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000128.html
- ・ 令和3年2月26日
「日本原燃（株）再処理施設、MOX 施設及び濃縮施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和3年3月5日
「日本原燃（株）再処理施設、MOX 施設及び濃縮施設の設工認申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:04	それではただいまから日本原燃株式会社とのヒアリングを開始します。本日のヒアリングは例は2年12月24日に申請があった施工認申請についてヒアリングを行うものになります。提出資料については3月12日本日提出された資料、3月5日に提出された資料、2月26日に2月26日に提出された資料、3月5日に提出された資料をもとに行います。こちらの出席社ですけれども、コサク調査官、田尻猪股を握ら仲川藤原、川崎川本上出モリノへと検査部門から東出席検査官と縦打ち検査官がきております。それでは日本原燃から出席者の紹介をお願いします。
0:01:00	はい、日本原燃大久保でございます。本日御説明させていただく資料へと非常に数がございまして全部で16件ございますのでパートごとに出席者の紹介をさせていただきたいと思ひまして、最初は検査関係について御説明させていただきたいと思ひます。
0:01:19	検査関係の出席者ですが、すみませんませ規制庁モリノですけど、実は冒頭にですね本日提出をいただいた審査会合資料についてはまた確認を行いたいと思ひますが、はい、承知しました。
0:01:37	はい。
0:01:52	4ページのほうでございます。審査会合資料ということであればこちらの出席者でちょっと改めさせていただきまして、私は大久保と佐藤松岡藤野山手さん。それから蝦名。後不二家、あとMOX事業部の方で石原高松同斜ちゃってこのメンバーで対応させていただきます。
0:02:25	規制庁の田尻です。シヨウに関してなんですがいちいち細かく全部説明していただく必要はなくて、どういう趣旨で直したのかとかそういったところだけ簡単に説明いただければと思うんで、お願いします。日本原燃の藤田です。
0:02:51	本日は提出させていただいたの15日向けの審査会合資料ですね、について説明させていただきます。騒音性腫瘍の前回提出してさせていただいたものからの変更点ですが、まずもうちょっと長くて6ページ目ですね、6ページ目の全般事項ですねこれ申請対象設備の明確化でここに課題と今後の見通しを記載したところが大きく変わっております。それ緊対所設備はこの中に予定も求めて記載追加1000全開でお出したものの予定もまとめて追加して今後どうしていくかというところを記載してございます。それから、その7ページ目以降が今度分割申請計画の考え方ですね、こちらも同様に課題と今後の見通しそれからその次のページにですね、分割申請計画の検討に当たってどういう点に留意していくかというところをまとめたものになってございます。それから、当初事業者間他事業者検査関係はですね9ページ目からになってございまして、こちら課題と今後の見通しから始まりまして、それから各物を用いたの試

	<p>験を含む機能性の検査対象の考え方を 10 ページ目。それから 11 ページ目にですね使用前事業者検査の扱いですね、商工考慮する容器等の使用前事業者検査の扱いについて記載してございます。耐震関係は 12 ページ目からなんですけれども、同じように 13 ページ目に課題と今後の見通しというところでこちらは建物と機器耐震ですね共通で期待してございます。資料の内容については、大きくは変更はしてございませんで、ヒアリングの時データ等を踏まえて修正を行っております。それから、25 ページ目からは浅い率などになってございましてこれも 26 ページ目に課題と今後の見通しを追加いたしましてその後ろにそれぞれのいいですね、説明内容だったり論点というのを記載して今後こういうことをやっていくというところを記載したものに變更してございます。変更点経つから大きく以上なんでございます。</p>
0:05:11	<p>規制庁の田尻です。それで先に形式的な点だけ確認なんですけど、課題とか改善策とかこんなこの見通しとか現状とかなんかいろんな項目があるんですけど、大きく変えると、現在の状況とか問題点っていうのが一つまとめられているのと、今後どういうふうに改善して行動してるかっていうのが書かれているのと、他が今の項目と一緒になっちゃっているところなんですけど、どれぐらいでやっていきますよっていう見通しが大きく三つぐらいで書かれているっていうふうに思えばいいですか。</p>
0:05:37	<p>日本原燃の藤田です。はい。そのような考えで記載してございます。</p>
0:05:42	<p>規制庁の田尻です。セミナーにページとかで何か説明されますか。</p>
0:05:50	<p>日本原燃の淵野です。2 ページ目はですね当日そのどんな内容を説明するかという感じで加力ずれる程度の説明になるかと思えます。</p>
0:06:10	<p>規制庁猪股です。2 ページ目のところでウラン濃縮加工について書かれていますが、先日ちょっとコメントした中身としての大きいほぼのからその大きな論点はないというような発言をしましたけれども、それについては、基本的にまだ終わってないと、全体的に確認が終わってないということもあって、今日現在のところ大きな論点はないんだけれども、引き続き資料の確認をやっていきましようということで話をしたと思います。それを踏まえて資料を修正してくださいというふうにしてたんですけれども、今回の資料でもまだ不能NRAってより大きな論点はないとの御意見だったっていうような言葉が残っていたりするのので、ここについては、貴重なをしていただければというふうに思います。基本的にウラン濃縮加工については、審査状況については確認をされていて、1 階から 3 回のその審査前を踏まえて、引き続き説明していくということが助手ような説明内容だけあったと思いますんで。</p>
0:07:21	<p>その前に修正をしていただければというふうに思います。以上です。</p>

0:07:27	日本原燃の藤井です。わかりました修正いたします。規制庁コサクですけど、今の点で言うそうですね、一つ目のレ点の二つ目のポツが並行して進めることとしたっていうのは別に原燃がこととしたわけでもないの、となったのかぐらいだと思うんですけど。でウラン濃縮のほうも同じで何ですかね。具体的な根拠などの提示について提示をしていくこととしていくこととなったとかっていうぐらいにしておけばよくてですね、結論的な内容としての結論的なことっていうの角度ではなくて状況として説明いただきたいと。いうところです。日本原燃の瀧野です。了解いたしました。
0:08:27	規制庁コサクです。その次の1ポツの全般事項なんですけど、先ほど田尻のほうを確認したところではあるんですけど、課題改善策今後の見通しというのであれば、全体としてそういう形でポイントをまとめていただきたくてですね。まず一つ目の申請対象設備の明確化っていう関係でいうと、5ページに書いてあるのが、これもまた文末が補足説明資料で説明するっていうことが書いてあって、そういうことを審査会合で説明するのではないとお話していったんですけど、相変わらず直ってない。いうところです。これもですね、部分、最後のやつが主要票記載項目を整理イシイなんですけど。その次のページの6ページに行くと。改善策としてはそこで終わりではなくて、それを踏まえて、今後の見通し側のところで設備を抽出していくところまでが、この枠でやらなきゃいけないことなので、資料館で不整合があるということも含めちゃんと書いてください。
0:09:40	日本中じゃないです許可いたします。
0:09:45	規制庁コサクです。その次の1ポツ2なんですけど、これが体系整理してということになるんですけど、真ん中に改善策がなくて、若干改善策っぽいことが8ページに書いてあってと。いうことなんですけど、一方で今後の対応のところにも何か改善策っぽい内容を内容で書いてあるということがあって重複があったり、記載が不足していたりというところがあるので、整理をして、おいていただければと思います。
0:10:22	日本原燃の瀧野です。了解いたしました見直しいたします。
0:10:32	規制庁中ですけど、系全体計画のところですねその最後の29ページと30ページに、なんか参考という形にですね、その何かまた検討中みたいなものをつけてるんですけど、これは何かつける。必要があるんでしょうか。なんかこうこれについて、今回の会合でその調整の議論をするというような展開ではないかと考えているんですけども、いかがでしょうか。
0:11:05	わかりました。日本原燃の藤野です。そして我々の検討状況ということであれだったんですけどちょっと削除する方向で調整します。

0:11:22	規制庁拡大して、どうぞ、どうぞ。削除していただいた上でですねそうそういうのを最初のページのほうでちゃんと課題なりですね見通しというところな意味でいるようなところ、そういうところをですね、前半のほうで少しかけるのはわかるんであれば追記していただくと、そういうことかと思います。右上のページです。了解いたしました。
0:11:50	規制庁コサクです。その次の検査関係ですけど、これも現状課題今後の対応今後の見通しなんか分類額が変わってきているので、整理をしていただくと。いうこと。ですけど。前回のヒアリングで介護で整理し説明してくれといったところについて補足の説明とかはないんでしょうか。
0:12:23	日本原燃のページでございます。今のところで、会合で説明している。そのようにというところ。ですがカラスのところをだというふうに認識しておりますけれどもから数のところの扱いはですね今後の見通し、関連する主要範囲のところについては9ページの一番下のところに管理を3月に選定するというで一応書かせていただいたと、ちょっと話がずれたら申し訳ありませんけれども一応そういう考え方で書かせていただきました。
0:13:05	規制庁コサクですけど、あれ、これは課題なんでしたっけ、ピーン前回のヒアリングでは課題じゃなくて確定させたというような形で提示して説明いただければ、論点は残らないっていうぐらいの認識でいたんですけど。そちらまだ整理されてないということいいんですね。
0:13:25	課題というか、我々としては課題だというふうには思っておりませんけどもきちっとお示しするというで今後の見通しの中でまだ宿題事項ということで、一番最初、下のところにですね、一応範囲、ほぼすいません、規制庁金額ですけど、課題はないんだったら説明してください以上です。わかりましたので。わかりましたすみません日本原燃のフルヤですけども宿題事項は課題ということで、課題の方にもそこを明確にします。
0:13:59	規制庁コサクですよろしくお願ひします。何故かっていうとですね、もう申請されてるんですから、説明できないってことは、整理が十分じゃない状態で申請をしたということで十分原燃の品質として課題だと思ってます。日本原燃藤井でございます。すいません。申し訳ありません検討。
0:14:21	先日のヒアリングでもいいの指摘されましたようにそこまだ整理して説明できないという回答しましたので、それにつきましては課題ということで改めて掲示してですね今後の見通しということで、そう具体性もたせて書きたいと思ひます。
0:14:40	規制庁コサクですよろしくお願ひします。そのあと個別の論点のほうになるんですけど、これ構成が見通しとかを書くことによって時いくつかわりましたけど、まずはその大きな項目5等、課題等を見通しというのを行った上で、ここ

	<p>の話をする、その個々の話をする前に以前、最初に出すページにしてた項目を列記するという事で作られたという理解でよろしいですか。懸念フルヤでそのように考えてございます。</p>
0:15:37	<p>日本原燃ことじゃないです。海進とかも含めてはい頭のほうに課題と今後の見通しを出してですね各個別の論点のところを説明していくというような形で構成考えます。ちょっと補足です。</p>
0:15:53	<p>高温、一番最初の目次的に書いてあるやつだと耐震に共通等建物を起電というような感じで書いてたんですけど。共通と言われても共通はただ個別に入るものを書くだけで共通としての課題があるとかってということじゃないところからすると何か表現ぶりが、違和感があるなと思うんですけど何か改善策とかって。</p>
0:16:20	<p>考えられますか。日本原燃の数字のですけども、ひとまず共通的な項目として課題と1000万トン説明項目ですね口もづいてましたので、頭のほうに2ページでさせてもらってその後ろに続けていくというような形をとったんですが、もう少し</p>
0:16:55	<p>表。</p>
0:16:57	<p>そう。</p>
0:16:58	<p>すみません、すぐどうするディール答えが今ちょっとないんですね。</p>
0:17:06	<p>規制庁のはい規制庁コサクですちょっと私が見て誤解をしたということなので、誤解のないように個別論点としては、建物をどう機器の配管系であって、共通としての課題等を3分割されているわけじゃないってということがわかるようにしておいてください。その辺のフルヤです。わかりました。それで共通で今後の見通しとかってを書かれたのでここに対してどうなのかってというのがいまいちわからないんですけど、こことしてはどういうふうにあうか整理をされたってということなんでしょうか。日本の性状です。あと</p>
0:18:13	<p>今、</p>
0:18:14	<p>耐震関係の方にちょっと確認してその持って行き方ですね各個別の論点にどうつなげるかというようなところを少しわかるように、整理するように調整いたします。</p>
0:18:29	<p>既設規制庁コサクですよろしくお願ひします。13ページを見ると、改善策の下から二つ目に本資料では基本ロジックとして整理した内容を示すということがあるので、これが改善策として書くことじゃないですから、そこを整理して、後続のページはこういうものですよということでもわかるようにしていただいたらいいんだと思いますので、ここのページでは今後の見通しに書いてあるデータエビデンスの追加というようなことを具体的にこういうものですっていうのを示していくということだと思いますので、このページと次の次以降のページで、どうい</p>

	うことを示すかっていうのが関連付けができるようにしていただきたいということをお願いします。
0:19:16	読売の藤野です。わかりました。専門検査の大東ですけども15日の審査会合資料の11ページのところで、使用前事業者検査の判定基準の③。跨った別の容器等についてということでここは最終的に期間最初期の定期事業者検査までの期間以上ポツ最小厚さが確保できることって記載されてるんですけども、この③は、腐食しろの話をしているので、初期の定期事業者検査機関以上の腐食しろが確保できるとか、板厚が確保できるというような言葉に変更修正していただきたいというのが1点です。
0:20:20	日本原燃藤井でございます。今の11ページのところ判定基準のところ及び設工認の記載事項のところにつきましては今御指摘踏まえて板厚が確保できているという形で修正させていただきたいと思います。今の御指摘受けまして補足説明資料で出しております。の記載についてもあわせて同じような記載になってございますので、そこについてはあわせて修正させていただきます。
0:21:01	規制庁の田尻です。25ページから火災とか溢水とか外部事象の話のところなんですけど、まず26ページ目なんですけど、ただ倉庫内容は補足説明資料、補足説明資料と言いつけているんですけど、その次のページで火災溢水の話とかで、本文添付の話がされているので、わかっておられると思うんですけど、別に補足説明資料だけが足りてないじゃなくて全般的足りてないのでそこはちゃんと認識した上で資料まとめでいただきたいなというのが1件と。あと、27ページの人だけ確認したいんですけど、溢水とか薬品とかは火砕物だけ論点と考えている項目はないっていうのを宣言したいのがこのページですか。
0:21:42	はい。日本原燃蝦名です。当火災については、論点がないっていう話溢水についても論点がないという話なんですけど火災については足りない部分があったんでそこは追加するということも宣言する内容の内数に入っております。以上です。日本原燃蝦名です。
0:22:01	部長の田尻です。別にこの論点があるなしを宣言してもらうというよりは、火災とか溢水薬品に関して、申請書の本文であるとか添付書類7に関わっての整理できなかったのが、今回整理したので今後しっかり示しますという宣言がされているイメージだったんですけど、何か。論点はないっていうだけ書かれて、何を言わないじゃなぜこの1秒がいるのかがいまいよくわからないんですけど、ここっていうのは、火災どこに関して言うと、論点かどうかはしれないけど再整理をされて今回今後説明される認識ではあったんですけどそういうことではないんですけど。

0:22:37	日本原燃の蝦名です。当火災についてはですねマーケ現状足りないものっていうのはこういうものっていうのを記載したつもりでございます。
0:22:51	規制庁の田尻です。三つ目の矢羽で影響軽減とかそういう話ありますよっていう宣言されてるんだと思うんですけど、要はなんか2個目の矢羽根とか四つ目の矢羽の論点と考えている項目はないっていう書く意味がよくわからなくて、溢水とか役員に関して言うと、論点と考えている項目はないって書くだけだったら今回説明する意味。あまりないと思っているんですけど、今回なぜこの一行書かれるんでしたっけ。
0:23:16	日本原燃始発でございます。今ご指摘の通り火災溢水拡大すべて行政経営方針の範囲ですとか添付書類側で書くべきことっていう整理がまだ10分できてないところもありますんでそういったことをやるということをまずは。宣言をさせていただいて論点と考えている項目はないということを説明するに足るベースがまず確定してないので、そこも含めて整理をするということが必要だと思いますが、このそれぞれの論点になる項目はないっていうところに消します。
0:23:50	規制庁コサクです。消すというよりもですね先ほどの耐震のほうでお話ししましたけど、26ページと27ページが繋がらないんですね。26ページに書いてある改善策今後の見通し、今後のみとちょっと状況を踏まえ地下階触れられないんであれなんですけど、改善策の対応っていうのを、火災も溢水溢水も何もかもやんなきゃいけないと基本設計方針の範囲、添付書類もちゃんと整備して補足もつくってという対応をそれぞれやりますということが見えないといけないので、そういうふうに26ページを書き、火災溢水関係はそういうことをやりますと、淡々とやればよいものですとか聞いそれ以外の個別論点としてこういうものはコースますと、エビデンスについて今後の見通しに書いてあるようなやつを対応していきますというふうに描き分けてください。
0:24:48	いよぎん社でございますはい、理解しましたのは確かにご指摘の通り、補足説明の話しか、26ページしてないので、今、私もお話しで基本設計方針も含めた全体の整理の話をちゃんとやるということを課題であり、やらなきゃいけないことという認識をした上で26ページを整理して、個別の論点27に書くということで整理をします。
0:25:22	規制庁の田尻です。意見かわいいに近いんですけど28ページで空気密度の話があって、四つ目の矢羽が書かれて、結果として先行炉との差異は生じて論点とならないことを判断したっていうふうに書かれてるんですけど、何かこれ各位にあります。何か先行炉との差異があるかないかは別に確認してくれっていう話でも何でもなくて、要は特徴ある起案しえと温度の条件等を踏まえた上で密度を設定するかって見てみたんですけども大丈夫なことでちゃんと保守的に設定できることを説明しましたって言って終わればよい話であって、別に先

	行炉との差異は生じずっていうのが何かこれが最後の一番結論っていうわけでもない気がするんですけど。
0:26:00	はい。日本原燃の蝦名です。はい。特に論点ではないっていうところは別を説明する必要はないと思いますんで資料からは削除させていただきます。
0:26:14	規制庁田尻です。さっきの 27-28 万個の論点で言葉に無駄に縛られてる気がするので別に論点です論点じゃないですっていう結論を持ってきて欲しいわけではないので、その辺りは考慮した上で説明いただければと思います。はい、日本原燃の蝦名です。承知いたしました。
0:26:38	規制庁側からほかにコメント等ありますか。ではないようでしたら、次の議題に移りたいと思います。すいません、日本原燃も藤です。この資料なんですけども、今から主要のメンバーで直しに入るんですけど、提出Ⅱは、月曜日の
0:27:05	一応、
0:27:06	よろしいですかね。
0:27:08	。
0:27:09	規制庁モリノです月曜日だと 15 日の介護に間に合わないので、15 日が、はい。居住でお願いしたいと思います。
0:27:23	ちなみに今日の何時、多分集荷メンバーこれ出てるので。
0:27:33	いや、
0:27:35	規制庁モリノです。同時並行で作業していただくしかないと考えますが、
0:27:43	引き続き、
0:27:47	日本原燃としてわかりました。
0:27:50	軽重立入です。要は関連する人って決まってるし、審査会合の説明資料も項目ごとに分かれてるので、例えばこの後だったら今朝のからみするんだからそのときだけ出て検査で話し終わったらその人たちに対して資料作成すればいい話ですし、後ろの耐震とかそこの話になるまでは、その人に関係ないですし、この後耐震じゃなくてむしろDBしかなかったり共通話し合ったりするので、要は必要があるときに必要な人がいてくれれば、ずっとそこにいるとは言わないので、いつも別にヒアリングのときに全員フルメンバずっといますっていう意味があると聞いてないときがあると思うんでそのあたりを考慮していただければ。
0:28:29	日本原燃置こうでございます。効率的に並行して作業ができるように検討させていただきますが、資料の修正がどれぐらいできるか、作業しながら、場合によってはちょっと連絡させていただきます。
0:28:43	はい。
0:28:50	はい。それでは個別の議題に行きたいと思います。まず共通 09、3 月 12 日本日に提出されました腐食を考慮する容器等の施工認及び使用前事業者検査

	の扱いについて、出席者の紹介と生徒を構成して目的説明範囲、達成目標を説明してください。
0:29:14	はい、右上の箱でございますけれどもまず検査関係の出席者からご紹介させていただきます。再処理事業部のほうは、不二家、高橋クドウ杉本今村山路でございます。それからMOX事業部が
0:29:33	石原谷口学科へただ知り、話です。以上をもちまして対応させていただきます。
0:29:50	はい。日本原燃の工藤です。共通 09R-2 っていうことで、3月12日提出しました。補足説明資料を説明させていただきます。変更点を中心に説明させていただきます。本件については各ページに下線部振ってますが、まず算定通しNo.の5項5ページですね。試験運転中の設備の検査方法なんですけど、これ新設費の板厚が公称値の許容範囲であることを確認するというのをまず加えます。もう一つは初回Eの定期事業者検査までの期間以上先ほどありました。板厚に変更します。板厚が確保をされていることを判定基準として確認していくというような検査方法に見直しました。次の6ページのほうなんですけど、これ保守管理の方法現状考えてる案を示させていただきます。余寿命を評価のところは実測可能なところは実測図により余寿命評価を行っていきます。実測困難な場所については、下記の四つの点説明設計上想定される腐食速度または過去のトラブルの知見、あとは実測手動環境の縮減にご評価ああした上で最も厳しい腐食速度を採用するこのような方法により余寿命評価を実施していきます。1名評価の結果に基づく保全計画を立てるに当たりましては、ヨシノ評価この辺以上の場合、保全計画に基づく点検を継続していくと、A4用時名評価結果が5年未満の場合は、補修や取替えを計画しまして、運用中に水をさを下回る回らないように管理をしていくというところですが、5年のところなんですけど、※1ということで、補修取替えのための準備期間Aを3年程度というふうに想定しまして、それに横へた5年前を判断基準として現在5年にするので検討している状況です。説明は以上になります。
0:32:25	規制庁から確認する事項があれば、
0:32:38	専門検査の縦値です。ちょっとまず書いてあることをそのまま読めばその通りだと思うんですけども、まずは確認だけさせていただきます。各5ページの(2)、試験運転中の設備のところに書いてある初回の定期事業者検査までの期間以上の板厚が加工されていることを判定基準として確認するっていうのは、これは使用前事業者検査の判定基準として確認するというのでよろしいでしょうか。
0:33:16	日本原燃の工藤です。そういうようなことで結構です。

0:33:22	了解しました。あつて専門家その他て売って縦打ちです。あと判定基準としました初回の定期事業者検査までの期間以上。の板厚が確保されていること、これはこれを選定した根拠というか、これはどのような考えでこの判定基準を採用したかをちょっと説明いただけますでしょうか。
0:33:57	日本原燃藤田でございます。本件につきましては、選考を発電炉のほうですね、定期事業者検査での蒸気関係の所食うところのほうですね、定時検の判定基準を参考にさせていただきまして、初回の刑事事件の選定させていただいております。すなわち約1万1年以上ですね、13ヶ月は1年以上ということで我々は考えさせていただきました。
0:34:28	以上でございます。専門検査の縦打ちです。何か基準とか規格とかそういうものを参考にしているわけではないのでしょうか。
0:34:45	日本原燃アジアでございます。旧保安院のときですね美浜の事故を踏まえました。配管の減肉管理のところの文献文書も参考にさせていただきましたけれども、基金のほうですね、基準規制が変わったところからですね現状の運用に合わせてそちらのほうを参考にさせていただいたということにしております。
0:35:14	はい、了解しました。規制庁の田尻列点確認したいんですが、時0参考にされたということかと思うんですけど、実用炉と再処理施設だと、要は設備の維持の仕方が若干違うとか必要であるならば、動いてなければその系統全く使えませんかとかできるんですけど。再処理の場合は、検査というのが何だろうがずっと要は冷却機能やろうかあの関係などがちょっと誤解しなきゃいけないやつがいるかと思うんですけど、だから、高高溢れないとかそういうところがあるので多少の差異はどのみちあれとは思ってるんですけど、それも考慮した上で、最初あったとかそういう考え方が確保されると思ってさっき
0:35:58	はい日本原燃藤田でございますけれども、漏えいという観点増の耐圧という観点ですね最小厚というのは、我々設計で決めておりますけれども、そのあとの運用のところですね賞賛接液状態にあるところあるんですけども。やはり長期のほうはエロージョンとかで減肉されていくと。一方で、まれサービス処理工場の今の腐食のところについては消散による腐食ということになってきますけれども、厳しいのが温度がかかった状態というのが一番厳しい状況というふうには我々は設計上立てております。したがって、それらを運転。蒸発乾固た例えば蒸発乾固たいていない状態であるバローと同じように中止した状態というふうにも見てとれますので、それで1年というふうにもを設定するのはおかしくないのかなというふうにして考えたところなんです。
0:36:50	以上でございます。規制庁の田尻です。今みたいに多分施設の特徴を踏まえてやっているところがあると思っていて今おっしゃられたのは例えば蒸発缶のところ、熱の暗いままよってというところの話をされていて、他のところであんま

	<p>高温とか温度高くなる場所がないですよって話だと思っはいるんですけどなんか一概にそのまま漏えいやりましたとだけ説明すると。いや施設そもそも全然違うじゃんという話にどうしてもなってしまうので、その考え方がきっとあるんだと思うのでそういうのを示していただいたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。</p>
0:37:18	<p>日本原燃藤井でございます。ご指摘承知いたしました。</p>
0:37:30	<p>専門検査の縦打ちです。今の部分っていうのが初回の定期事業者検査までの期間以上の板厚を確保することというのが多分今お話があったように、発電の場合は止めれば0条6ろなくなるという形になりますし、確認施設の場合、先ほど言った蒸発缶の話はわかりましたけどもその他のものについても、どのように考えるか、もし考慮が必要であれば、この部分の見直しも必要になるかと思うので、その辺ちょっと説明をしていただくような形で今後検討ください。日本原燃藤井でございます。承知しました。専門検査の縦打ちです。次の6ページに行きまして、腐食を考慮する容器等に係る法保守管理の方法についてということで今これを考えているということですが、これも何か参考になっているもの規格とか、もしくは発電所のどういうところとか、そういうのがあったら教えていただけますでしょうか。</p>
0:38:49	<p>日本原燃でございます。日本原燃古屋でございます。ここの保守管理につきましては、発電炉を負うということだけではなくてですね先行の海外技術を導入しているところもございしますので、そういったところの管理方法を踏まえて検討していることも工事でございます。例えば、先ほど陽圧化の話しましたけどもそういったところについては、遠隔ですね見れるところは見るといようなところも取り入れた中で評価するものもありますので、そういったところを考慮して今のところこういう検討させていただいております。あとは一般的な保守管理という観点での考え方を整理してございます。</p>
0:39:39	<p>以上です。</p>
0:39:46	<p>専門家その他てる値です。了解しました。ここで保守管理等しまして、米一番下の※1の部分で補修や取替のための準備期間を3年程度想定を1000程度想定し、それに余裕を加えた5年を判断基準として検討中という形で、ここでいう判断基準というのが余寿命評価結果から5年以上の場合っていう形になるんですけども、この部分の文章と、先ほどの前の部分の初回の定期事業者検査、までの期間以上という形のものとの整合性を考えた場合、もうすでに計画されている取替計画とか補修計画もされているものが、あるというふうに考えてよろしいのでしょうか。</p>
0:40:50	<p>機械保全の内容でございます。現状取替計画等はですね計画しているものはございません。</p>

0:41:05	規制庁コサクです。おそらくですねここで言っている判断基準っていうのと、定時検の判断基準使用前事業者検査の判断基準と意味が違っているんだと思うんですね。次の補修なんか2の計画を立てるといふ。プロセスに入る判断基準でやってたと思って見てたんですけど、理解はそれでいいですか。
0:41:32	日本原燃藤井でございます今コサクさんのおっしゃる通りでございます。我々の保守という観点のですね、整理として今ここに別紙1でサッカーにたものになります。
0:41:43	規制庁コサクです。そうするとですね、それで5年以上の判断基準で補修のほうをスタートさせるといった後の公衆に入るまでの定期事業者検査の判断基準はどうなりますか。
0:42:04	あと、日本原燃藤井でございます。まずは証明事業者検査から始まって定期事業者検査、種合格後にですね、号館って言葉振れ言葉ですけども、照岸確認をいただいた後の定期事業者検査と、そういう観点でいきますと今判断基準は、ちょっと今、答えを持ち合わせておりませんのでそれを検討していきたいと思います。
0:42:34	規制庁コサクです。当初はそれをお聞きしてたところがあるので、それもセットで整理していただくと今回の使用前事業者検査の判断基準っていうのが流れとしてそのこない運用になるということもわかってくると思いますので、
0:42:52	合わせて対応をお願いしたいんです。はい。すいません日本原燃浮上ですけどもまあそういう御指摘だとすればですね、やはり炉のほう、抄環境にもよりますけれども、炉のほうをまず一つの運用開始してるところのですね、目安を参考にさせていただくと。その中に実際潮間事業者検査の時のですね結果を踏まえてどうするかっていうところもちょうと確認したいと思いますが、やはり今までは潮間事業者検査及び定期事業者検査はまあ合っている方がいいのかなというふうにもありますので、よく考えたいと思います。
0:43:29	以上です。
0:43:52	本検査の大東ですけども、この別紙1に書かれてるよ事務評価の評価指針っていうようなものもできてるんですか。
0:44:01	詳細な
0:44:04	機械保全の今村でございます。現在検討中の段階でございます。
0:44:10	というか検討ちょっとよくあれなんですけど、どの、どの程度そのやり方ってのほぼ固まってるんですよね。今ここに書かれているような内容ぐらいしかないのかそれともある程度のを固まって、その3年とか5年という数値を出してきてるのかその辺ちょっと聞きたいんですけど。
0:44:37	機械保全の今村でございます。今の基本今ここに書いている記載の方針がですね原則としてですね、これ今検討中ということでございます。

0:45:11	<p>専門検査の縦打ちです。ちょっとイメージだけなんですけど。ちょっと性投信ですけど、余寿命評価っていうのは、本日以降、最初に行われるのが、使用前事業者検査の時の判定基準に対して行うのがまず4時も評価が1回訂、それ以降に、行われる余寿命評価っていうのは、5年。余寿命が5年。以上の段階で1回あって、それ以降、今度、5年を切ったときには、毎年になってとか餘事務評価のタイミングっていうのをちょっと教えて欲しいんですけども。</p>
0:46:04	<p>機械保全の今村でございます。ベースとしてはですね、当然5年を入れとまず最初の余寿命評価をしたときのタイミングでえっと次の5年を迎えるよりももう少し先のタイミングで取るというのが当然なんですけれども、えーとですね、その辺もですね、少し余裕を持った形でとっていくと、基本的には定期的にとっていくとかですねその辺のところですね、もうちょっと今後詰めていきたいというふうに考えております。</p>
0:46:37	<p>規制庁コサクです。そのてんのはですね実用炉で大分議論があったところで措置ガイドのところにもう別記の中で書かれていてですね初回の検査どうするんだとかっていうところですね、余寿命を適切に抑えられるように、特に初期の値っていうのが原燃の場合は公称値でやっている場合には初期が二つ重なったところもあったりとそこ代替測定できずに保守的に評価するしかないという場所が多いかもしれないんですけど。肉厚を確保するという観点から適切な時期を設定するという事で手順を固められたらと思います。よろしく願います。</p>
0:47:20	<p>はい、機械保全の今村でございます。2次系配管の肉厚の管理のところもですね我々を理解しておりますので、それを踏まえた形ですね、当初のタイミングとしては比較的短いタイミングでとって貯金の減肉のと実測のところですねきちんとされていくという形でのルールメイクになると考えております。</p>
0:47:55	<p>専門決算を立ててですね、ちょっとこの資料の中の話ではないんですけど、ええとヒアリングスケジュールっていうのをちょっといただいでる中で、いいですか。本日やった後に、206日に本件について、菱形が打ってあるんですけども。もし26日に行く予定だとちょっと私どものほうの検査部門の方が、ちょっとメンバーがそろわないので、ちょっとこの部分はちょっと移動していただくと助かるんで検討ください。</p>
0:48:36	<p>日本原燃藤井でございます。承知いたしました。内容含めてですね、日程調整させていただきます。すいません日本原燃藤尾でございますけれども先ほどの説明の中で修正箇所1ヶ所だけ5ページ説明しておるんですけども、5ページの中の表のところのですね右側の下のところの修正そう。7ページ8ページのところもですね、教育、Bのところの真ん中のところにつきましても、最初の差という記載がございますのでここは板厚ということで合わせて修正させ</p>

	ていただくことがここところがございますので、ご承知おきいただければと思います。
0:49:32	規制庁NSほか規制庁からの確認事項はありませんか。
0:49:47	本検査の大東ですけど、先ほど質問しましたようにも評価のその容量なんですけども、どのぐらいあるタイミングで説明があつて、
0:49:56	できますか。
0:50:02	日本原燃藤尾でございます。今のところはですね、本件検査が始まって参りますが2回目の申請閉もというふうに考えてございますので、その辺のタイミングを見てですね、できるだけ前広にですね、御説明させていただきたいと思っております。以上です。
0:50:41	じゃあのほか、規制庁から確認事項ありますか。それでは本資料について指摘、修正内容とその見通し。の説明をお願いします。
0:51:08	日本原燃じゃですけども、09に対する修正内容とその見通しっていうことでよろしいでしょうか。
0:51:15	はい。
0:51:16	規制庁モリノです。はい、お願いします。
0:51:24	はい。
0:51:26	いえ、日本原燃の工藤でございます。0QARに3月12日提出の資料の修正箇所ですが、通し番号5ページの試運転の設備が判定基準ですね。機械上に立つが顔できることを確認する。この変更、これに絡みまして、先ほど言いました通り、D78ページ、経営としてジャパンの8ページについても変更します。これはすぐ変更できますんで、変更しつつすぐ変更いたします。
0:52:02	あとですね、6ページにつきましては、
0:52:10	最終リーダーの運転d状態ですね、ノード温度、運転期間等を考慮した余寿命評価、この辺についても説明をまとめまして、修正を加えるというところですね、ちょっとすみません日本原燃布田ですけども、申し訳ございません今のところでは、
0:52:30	けれども、それはその初回の定期事業者検査までといったところをどういうふうに考えたかと言うところの整理として今のところは考えてお聞きしたい。できるとはしたいと思っております。それについては先ほどの26日のヒアリングではちょっと都合が検査のおばよろしくないということでしたので、日程調整をさせていただきます3月中にはまとめたいというふうに考えてございます。朝が取得できるだけ早くにですね今月中に御提示して提出させていただきます、タイミングを見てヒアリングをさせていただければと思います。以上です。

0:53:14	はい。それでは次の議題に移ります。3月10日本日提出の共通11の機能性能検査対象の考え方格好ええと核燃料物質等を用いた試験を含むについて出席者ご紹介へ等、目的説明範囲達成目標を説明してください。
0:53:41	はい。
0:53:42	日本原燃藤田でございます。出席者につきましては先ほどの色のところと同一でございますので割愛いたします。
0:53:49	<p>目的等については、はい。今日現在のクドウです。共通の十一番のR1、3月12日提出の資料になります。図書館法の3ページのほうなんですけど、本資料につきましては、再処理MOX燃料加工施設における核燃料物質等の仕様を含む機能性の検査の考え方を補足説明するものです。これ1度の3月5日の日に御説明させていただきましたので、変更点を中心に説明させていただきます。通しNo.3ページ、2ポツのところですが、ここの部分で採取B工程MOX燃料加工工程の処理能力につきましては、基本設計方針に記載する事項として整理のほうを共通06の補足説明資料で説明させていただいてます。これを受けまして基本方針とCDO受けまして、一つはですねこの最初に工程へ燃料加工工程の処理のBにつきましては、安全設計を行う上での前提条件として各安全設計に前回されまして設工認に展開されていくと。展開先の大きい施設機器に係るそういう意味で1号検査2号検査で、基本的には確認していくということを考えてます。2ポツ目なんですけど、処理能力を前提として、再処理全体の安全性を経営を行った結果を確認する項目としまして、気体液体廃棄物放出放射能の検査がございます。これについては再処理した使用済み燃料を安全設計の条件Aとして勘案して評価する必要がありますので、処理実績等を使用を検査前条件として確認していきたいと考えてます。次の変更点ですが、東芝の大野5ページになります。5ページの5ポツのところなんですけど、まずあの核燃料物質を用いた試験につきましては、システムで確認する検査として、大体する物質水や模擬廃液いいによる動作確認とか、模擬信号等によって性能確認できるものを、これコールド試験等をしますが、こういう試験と、核燃料物質を用い、一ノ瀬を確認するものがあるというふうに整理してます。5ページの下の5ポツの下の2ポツ目なんですけど、ここではコールド試験によって機能を性能確認する試験運営の項目を記載させていただいてます。この項目につきましては、ページの通しNo.ページの9ページから10ページですね、これ再処理等も複数の検査項目ですが、それについてコールド試験で実施するものと核燃料物質を用いる試験。このフローのほうに理由とともに反映させていただいております。次通しNo.の6ページのほうなんですけど、最終的に核原料物質、を用いて機能性の健全を確認するものとして、前回ガラス溶融の処理能力、該当するっていう形で、整理してましたが、</p>

	<p>液体いい液体放出放射エネルギーをにつきましても、これらの核燃料物質を用いて設備を運転した際に放出される放出放射エネルギー測定するという必要がありますので、これは核燃料物質を用いた試験に該当するというような整理をしております。最終的に以上によりということで核原料物質を持ち出し県としては再処理施設のガラス溶融の処理能力、及び気体液体廃棄物の放出放出を輸送車の量に係る検査該当するという整理ですねMOX加工燃料施設に関しましては該当するものはないというような整理をいたしております。説明は以上になります。</p>
0:58:21	<p>規制庁側から確認する事項があればお願いします。</p>
0:58:33	<p>本検査の大東ですけども、通し番号の9ページのところって前回ちょっとコメントがあったと思うんですかその説明していただけますか。</p>
0:58:46	<p>はい、日本原電の工藤です。まず9ページのところですが、補足説明資料を共通の12番ということで、これサノを検査の実施方針をまとめたフロー図が書かれてるものがウォークダウン3月5日提出させていただいていただいております。このフロートを今回の図2-1のフローとの関係なんですけど、まず、上から設工認仕様書を受けまして機器単体の機能性能検査、システムシステムの検査に仕分けした後に検査の方法の選定ということをお風呂を追加しております。ここでの補足説明資料の共通の12番、Aの選定フローをとあと建設選定普通の表の10番とずつ図の10番に基づきまして、実現さあ記録検査記録確認検査代替検査の仕分けを行っております。その結果を踏まえて最後実現さ記録確認検査または代替検査という形で、検査の方法を整理させていただきまして、そこに対して、核燃料物質を用いた試験に該当しない理由ともう一つは核燃料物質を用いた試験に該当するっていうものを仕訳させていただきました。説明は以上です。</p>
1:00:30	<p>本検査の大東ですけども、確認しますけど検査方法の選定のところのアスタリスクに書かれてる話のところ、12ですか、共通要因のところ選定フローを運用してるっていうことなんですけど、基本的にこれは、</p>
1:00:46	<p>実施方針で書かれている機能性能試験のフローにまずは外としてますよねっていうとちょっとそこ記載つくそこそこと異なるものではないですよということ。はい、同一のものになります。洞道イトウを申し出そのままの検査方法の選定のフローのところ、</p>
1:01:06	<p>共通の12番に書かれた考え方に基いて検査の仕分けをしているということで評価を日本円アジアでございます。実施方針とか物ではございません。</p>
1:01:28	<p>規制庁コサクですけど、補足の12の考えにのっかってやりましたということ等っていうとですね。検査等記録確認検査または代替検査に分けるフローの判断基準って何なんでしたっけ。それでこれ乗っかってくるんですか。</p>

1:01:52	日本原電の工藤です。すいません検査方法の選定のところのフローとしましては実検査記録確認検査、または代替検査というふうに分けましたが、図の 2-1 につきましては記録確認検査等代替検査は、まとめて記載させていただいてます。
1:02:16	規制庁コサクですけど、趣旨が理解いただけないようなので申し上げますと来本日検査をやるという。フローに確かしてあったはずで特に代替検査の場合は、実検査ができない場合っていうことだったはずなんですね。一方で記録確認検査の場合は十分に信頼性のある検査記録があるので、改めてやり直す必要はないのではないかという範囲、なんですけど。そこをごちゃまぜに書かれるとそもそもお米で書いていたが、共通 12 の考えに基づいてやりましたっていうのがさっぱり意味がわからない。
1:02:58	ですよ。
1:03:00	なので、どういう判断でこういうふうに分けられたかって聞いてるんですけど、すいません、日本原燃藤原でございます。
1:03:07	すみませんコサクさん言われているところのですねフローオーバー認識した上でちょっとはしょって書いた手前ですね、そこがきちんと説明できない形となっておりますのでここを適切に修正したいと思います。実検査を基本とするっていうのはご指摘の通り、これまでも説明してきているところでそれが各その判断の基準を設けてですね、影響確認等するのか、大体検索するのかっていうようなフローで整理してございますので、今回のこの記載では、検査方法の選定のところ取りて実現等、別のところを今後椅子一緒くたに書いてある部分がありますのでそこはちょっと留意して修正したいと思います。
1:03:52	以上です。
1:04:11	規制庁コサクですあと念のため確認なんですけど、特に試験使用承認が必要な範囲とは思わないんですが、排気系排気換気系とかですね排気系とかの検査をやるときに、すでにアクティブ試験とかで核燃料物質が入り、込んでいるところがあるものについてはわざわざクリーンナップしてコールド試験をやるということではないと思うんですけど。そういったところを、気をつけながらというのが必要がないというような表現にされてるっていうことなんですかね。
1:04:50	そこら辺の整理の考え方を念のために聞かせてください。現在フルヤでございます。ご指摘の通りアクティブ試験開始してからですね内につきましては、今、例の持ちられましたけれども、気体廃棄物背景なんか核燃料物質を含んでおります。そこをあえて今回の検査ためにクリーンナップするっていうことは考えてございませんで、そこに存在してるという観点からも、それを使わせていただくという形になってございますと考えております。以上です。

1:05:27	規制庁コサクです。それが試験使用承認に当たらないというところをこの資料でどう表してますかという工夫をした様にお聞かせくださいと言ってます。すいません。6 ページに大きなフルヤでございます。6 ページということでポツ三つ書いておりますけどその二つ目です。
1:05:46	なお書きで書いておりますけれども、そもそも核廃棄施設に係る機能性能についてはということで、これはコールドでも検査可能ですという整理しかしながらを現状の状況を考えますと、核燃料物質を取り扱うことと、維持管理で使っておりますので、現状はですね。ですので核燃料物質を扱うと、これらは維持管理の中での活動ということで検査目的として改めて使うものではございませんので核燃料物質等を用いた試験には該当しないというふうな整理をさせていただきます。以上です。
1:06:21	規制庁コサクです。ここで表現してることわかりましたけど文末がちょっとよくなくてですね、核燃料物質等是用いられちゃっているのこの鍵括弧の模擬核燃料物質等用いた試験でいうかぎ括弧の意味って何だっというと、試験承認を必要とするような検査ではありませんっということだと思しますので、その趣旨でちゃんと書いていただけたらと思います。以上です。日本原燃藤井でございます。
1:06:50	我々もここはですね気相部工場をちょっと意識してですね、書いたつもりやっただけですけどそこは抜けているということです。もう少し丁寧に書かせていただきます。以上です。
1:07:09	本検査の大東です。これ確認ですけど 10 ページMOXのほうのフローで、最初と同じフローを書かれてるんですけども。最終的にはその下のところにですね、記録確認大体现在のところがイトウなして書かれてるのこれはだから、そこを意味してるんですよ。例えばその機能するシステム機能のところの検査方法は、すべて基本的にはMOXは実検査だというふうに認識してますので、記録確認とか代替検査はないという意味で、その下に小さく該当なしと書いてあるんですけど、そういう意味ですよこれ。
1:07:45	日本原燃者でございます。目的としてはそういうことになります。
1:07:56	規制庁コサクです。性能検査の方を系統検査の方はわかるんですけど、機器単体の方でこれからつくるといものに対して記録確認代替検査ってどういう意味になりますか。
1:08:19	いよぎん社でございます。例えばレバー材料確認所ミルシートの確認とか、そういうのが、記録確認といものに入ってるという認識でございます。
1:08:31	規制庁コサクです。それは大体検査じゃなくて、記録確認検査ではなくて実検査と呼ぶことになってたと思いますので、その生理学を改めて見てですねまさに先ほどと同じなんですけどその上の判断フローの検査方法の選定※という

	ところの米の内容を踏まえて、整理をしてください。結局 9 ページと合わせて整理をしてくださいということになるかと思います。よろしくお願いします。
1:09:03	日本原燃白尾でございます。そのように整理をして修正あるべき推薦させていただきます。
1:09:23	規制庁側から確認事項はありますでしょうか。なければ本日の資料の修正箇所とそれとその修正の見通しについて原燃から説明をお願いします。
1:09:45	はい、日本原燃不二家でございます。まず修正箇所につきましては右下 6 ページのところになります。先ほどご説明しましたポツ 2 個目のところの後段の部分につきまして手続きの関係のところ追加を検証承認に該当しないといったところの扱いをですね明確にしたいさせていただきたいと思います。あと右下 9 ページのところの今回追加いたしました検査方法の選定のダイヤモンドのところですけども、これについては実施方針を踏まえてですね、この整理をあまり走らずにですね、正確に修正させていただきたいと。思っております。併せて 10 ページにつきましてもオペレーターを関係をですね整理して適正にしたいと思います。修正については、今月の比この後のですね、今月予定しているヒアリングの中で説明させていただく。
1:10:42	予定とさせていただきたいと思います。以上です。規制庁側から特に確認はないので、では次の議題に移りたいと思いますけど次は共通 01 施工認の分割申請計画について、過去全体計画と申請書の構成ですが、本件はさ、3 月 5 日に提出された資料に基づき、説明をおけるものです。日本原燃から出席者の紹介、また本件についての目的説明範囲達成目標を説明してください。
1:11:28	はい、日本原燃の久保でございます。当共通シリーズの補足説明資料が 5 件ございまして、この 5 件につきましての出席者をまとめて紹介させていただきます。社章事業部が山路。蝦名山本です。はい。それから木製業務が高松石原谷口安保鮫島でございます。このメンバーで対応させていただきます。それではまず共通 01 の資料から御説明させていただきます。
1:12:09	日本原燃しゃべるでございます。共通 01 の資料でございますが、こちらにつきましては、先週、3 月の幾つかに資料をお出しをしたものになります。こちらにつきましては、前回 2 月の 26 日にヒアリングをした資料でございますその際のご指摘いただきました事項を含めて整理を火災再度整理をさせていただきましたという資料になります。昨日大変恐縮でございますのロジックペーパーの中にですね協定 01 の説明についてというペーパーも入れて送る提出をさせていただいてございますが、この共通 101 の分割申請計画につきましては先ほど一番最初に、ました審査会合での分割申請で課題があつて、今後まだ改善をした上で対応していかないといけないという状況を御説明させていただいておまして、その後のがこの資料のパートの半分ぐらいを占めてございます。

	<p>そちらの分割申請の計画につきましては、課題を認識した上で必要な対策を整理を行った上で、資料 5 の資料を修正して別途説明をさせていただきますということで今回の今日の説明しましてはその資料の中の第 1 回の設工認申請範囲の整理という部分について説明をさせていただくということで整理をさせていただきたいと思っております。それを前提に、もうすでに資料は出していますので資料 1 を御説明するんじゃないくて、前回のヒアリングがどういう部隊を直したかというところに着目して説明をさせていただきたいと思えます。まずこの資料でございますが、資料の 2 ページから 3 ページに渡って共通方針というのを示してございました。こちらの共通方針前回ヒアリングをさせていただいてもやはり事実関係の確認としては共通方針としては項目記載なりが不足しているというご指摘をいただきました。</p>
1:14:17	<p>確かに全体見渡したときに共通的な方針として示すべき事項というのが一部やはり抜けているところございますので、そこを含めて再度共通方針として書くべきことを整理をして書かさせていただいたということでございます。そのあとに再処理MOXというページが続きます、最初については先ほどありました申請対象設置最初踏まえて、第 1 回の申請範囲の整理ということが 13 ページから続いて、続いてございまして、MOXについては 228 ページからの記載になってございます。こちらきましては前回のヒアリングでも御指摘ございました。今回の申請対象の冷却塔であったり燃料加工建屋というものを考えたときに、資金説明しないといけない技術基準との関係の範囲というのがどこのかということ、あとは共通的なもので、今回申請範囲に知るべきものと今回の申請範囲から外すもの。それぞれについてどういう考え方でそれを整理したのかというのがわかるような名称とか考え方が書いていないという御指摘を受けましたので、それは御指摘を基もということでございまして、最初でいくと。13 ページの 2 ポツのところ、これまでできてなかったところというのを書いた上で、し 13 ページの下から三つ目のポツからですね、共通方針に基づいて、どこを対象とするのかということの整理をしたということでございます。基本的には 13 ページの一番下のポツから繋がって文章がありますが、セックスその当該対象設備申請対象設備に対する設計要求であったり機能性能に関わる要求事項との関係をもとに、その対象範囲を決めるということで一つ一つ整理をしてくかさせていただきました。また共通的な部分に関わる部分も 14 ページ以降にポツが幾つか続けますがその範囲で何を対象としてなりは 2 回工事するのかという整理をさせていただいたということでございます。これは同じように 228 ページから繋がってます。ええとMOXのほうでも同じ展開をさせていただいてございます。また、前回以降、資料の修正が行ったり来たりということで、再処理が一時期、26 日に指示を出してまたいつかに差し替えたということ</p>

	<p>もあります大変申し訳ありませんでした。この添付 1ー添付 2 と書いてある基本設計方針の範囲。どこを第 1 回の範囲として第 2 項介護がどういう設備に対して、この基本設計方針の対象が関係するののかという整理をさせていただいたものでございますが、こちらについては、再処理もMOXも一通りのものをつけさせていただいたと。いう認識でございまして事務も草たいことが言ったところもあります。これに準じて同じように見解をさせていただくということで作業を進めさせております。1 点お断りをしないといけないのは、損傷の中ですね火災と溢水で対象範囲の考え方が一部統一されてないところがございまして基本的な考え方は前回も御説明をして共通的な方針にも書かせていただいた通り、主当該申請図書に対して技術基準の適合を説明しないといけない初回の申請で一通りの共通的な基本方針は、基本設計方針で述べた上で、添付書類でも展開していくということで、例えば火災であれば、発生防止、感知消火Aという系統分離影響評価という大きな基本的な方針程度がすべて対象として整理をしていくということで、これは他の条文についても同じような展開をして整理をさせていただきたいというふうに思っております。あと前回からの修正点でありましたのが一番最後に、200 目標と 286 ページに参考ということで、前回の条文、適合という意味でどこ、どの開示出戸の申請書で説明するのかということに対して前回すべての申請書でバーになっていたものがございましたと言えば津波みたいなものが全部バーになっていて、これはどこでも説明しないのかという御指摘を受けてそれは確かに御ともでどこかで必ず説明しているはずですので、そこは、どこでどういう対象として説明をするのかというのを整理をさせていただきました。そういう意味で記号として参画と資格を気がしてございまして、参画についてはすいませんちょっと注釈が適切ではなかった核種基本設計方針で共通的な設計方針を示した上で、例えば添付で展開すべきことがあれば添付処理でも展開をする四角のものについては基本設計方針済みで詳細設計展開するようなモードではなくてという意味で、基本設計方針で考慮の必要がないというようなことをしっかりと進めさせていただくということでございます。こちらは各開示どこでどうの申請書で関係するかというのを整理をして書かさせていただきました。資料の改正の考え方も含めた説明としては以上になります。</p>
1:19:40	<p>規制庁側から確認する事項があればお願いします。規制庁中です。そうしましたらちょっと資料はいっぱいあるんですけども、最初の 1 項と 2 項の関係とかまた再整理ということでこれがまあ少し今回、これにイトウしないとして、あとそれ以降のなんか来革新性が複数跨る場合のその考え方なんか。黒いのが資料でいうと、この共通 01 の資料でいうと、13 ページ目、目ぐらいまで書いてますけど、ちょっとこれも多分再整理ということであれば、これはまた理解して</p>

	資料が直った段階でコメントをします。ということで、右側の 13 ページ以降です ねまだ 1 回での基準適合性というのをどう考えるか。これについてコメントしたい と思います。それで、13 ページの日報つつ、なお、大間大会申請設備の整 理等でそれが、11 ページ目ぐらいまで書きちゃってこれをですね後はその関 係する資料として再処理施設という等、221 ページに先ほどの各条文上の適 合の要否みたいなものは協議されていると。これを見比べて、ちょっと不足つ ける点等が割れることについてコメントしたいと思います。
1:21:40	それで、
1:21:42	まずちょっと 221 ページイシイのほうにですね。一覧表みたいなので整理して いただいていると思うんですけど。
1:21:57	はい。
1:21:59	これについてなんですけど、相双の丸がつうの考えの前提としてですねまずあ んまりちょっとこれまで議論していなかったんですけど。各条文というものが ですね、それからよう、新規制基準として新たな要求はどれかで新たな要求で はないものもあるかと思ってます。そこら辺のどの条文もですね動向が新たな 要求なのかっていう何か整理結果みたいななんか今まであんまり施設工認が よかったんですけどか。許可段階ではいろいろあったと思うんですけど、設 工認段階であまりそういう議論をしてなくてですね。明らかに少し日要求から 思われるような外務省とかですねそういうものだけで議論してきたところがある んですけど。改めてこの条文全体として見た場合にですねちゃんとそのどの条 文のどの行が新たな要求であるのかという整理はまずされているんでしょ うか。
1:23:12	日本原電者でございます。まず前提として、再処理は、今おっしゃったような整 理が必要な部分が多いってMOXの場合はすべてが認可の範囲ではなくて新規 がまだ残ってますのでそういう意味では若干整理学が違いますが、既認可 の範囲で新規制基準に基づいて技術基準の適合性、技術基準側が要求事項 が変わっているのか変わっていないのか、設計も含めて変わってる変わってな いのかで添付書類をつけた設備リストですねこちら挙げてそういった新基準の 要求で追加要件があるのかどうかも含めて丸三角をつけ分けてたと理解をし てます。今回公表つくったときに、同じ申請の中で、例えばお出しをして添付書 についての丸と参画かぶってる場合は、○という書き方にしていますので その辺が見えなくなっているのは実態としてはあると思ってますけどそこも含 めてちゃんと認識はしていますのでその整理学をちゃんと見えるような見える 化をするというのは必要だというふうに考えます。
1:24:23	規制庁中です。多分者のいろいろ講師を見ていく当期認可から変更がないと かですね新たな要求はないのか、結構そういう記述が多く見受けられたの

	<p>で、そういうことであるとですねまず最初の考えとして、各条文についてそれぞれが新たな要求かどうかということで新たな要求であればもちろんそれは丸なんでしょうとね、問題はそのマルではなくて、ば丸についてですねそういう意味でこの資料の 13 ページ以降にそれぞれが書いてあるんですけど。むしろば版の部分についてですね、多分いろいろそれぞれ事情が違うんじゃないかと思っていて、明らかに各申請対象設備に該当しないから、全く対応は合っているものではないのでバーですっていうものもあるでしょうし、或いはその要求も変わってないしは条文だけ見ると、対象ではあるんだけど、要求自体も変わってないイシイ設備自体もいじることないから、影響はなくバーとしているというような整理もあるでしょうし、そこら辺をですね、むしろそのバーの考え方というのがですね、一緒に多分全部馬場にしているような気がしてですね。そういう意味からすると、考え方の整理としてはまずその基準としてどれがその新たな要求な伸ばすほど出ないのかと。で、それぞれについてこういう理由でこれは 0 ではなく、サーバーであるというような説明が必要なのかなというふうに思ってますがいかがでしょうか。</p>
1:26:12	<p>いよぎん社でございます。そういう意味ではおっしゃる通り、バーで書いていることに意味が複数ある場合は、他の意味をかけないといけないところがあると思いますんでそこはちょっと一度整理をさせていただいて速やかにそれを整理をした結果をこのように、表に反映するなりしてわかるような次をさせていただきたいと思います。</p>
1:26:33	<p>規制庁中です。それでこの表 0 コード丸のほうもですね、例えば左上のほうに注意が昨日 1 かなんかで丸なんだけど、既認可から変更がないものを含むとかいう言い方が抵抗これをどういうふうにその範囲で何をどうしようとしたのかというのが、ちょっとあんまり別表具体的に見えないような感じがするんですけどこれは何かさっきの 13 ページ以降です。そこら辺にあつ書かれるということでもよろしいんでしょうか。</p>
1:27:12	<p>日本原燃者でございます。ちょっと書き方はそれとしてまず事実関係としては例えば通しの 166 ページを見ていただくと再処理のリース等があるんですが、これ変更の分割申請のやつはまた整理が要るんですが 2-2 と書いたやつの中で、例えばですけど、6 条の第 1 項、これにず一つとした上でいくと丸があつたり参加があつたり、いわゆる参画ってのが変更がないものを制定だつたりっていうのがありまして困ると参画を合わせて留まるという記載を最後のまとめ表ではしてましてそこで※1 を打って参画っていうのがこの中にはいますよというただし書きのつもりで整理をしてございましたので、別途、こういうことを整理しているんだということもちゃんとわかるようにですね、表の意味合いっていうのを今一度整理をして正しく御説明できるような形にしたいと思います。</p>

1:28:14	規制庁の加瀬大体考えていることは何となくは理解できまして少し再整理していただいた上でまた適宜指摘をしたいと思います。それで、13 ページの資料に戻ってなんですけれど。13 ページのそういう意味では 2 ポツが先ほどの表の中で言う周りを中心に説明をされているのでむしろこれはつまり丸についてどこまで見るかということに加えてがんについてもそここういう理由で見る見合いとかそうそういうところですね、その追記は必要かなとは思いますが。その上でちょっと注 3 ページ以降のですね具体的な各条文について何点か確認したいと思っていて、それで、
1:29:21	ふうん。
1:29:24	ちょっと順番がまちまちになりますけど、気が付いた点として、例えば 15 ページなんですけれど。
1:29:39	はい。
1:29:41	ページが一番上不法侵入というのがあるんですけども、これ前回のですねヒアリングのときにもいろいろ議論になって、園田第 1 回ですの。前回としてのサイト全体としての方針を一部示されるべきなのかというようなところでですね他の津波への記載とかの防府あえてどうするかを検討するという話だったかと思えます。今回方針について少しどういう言い方ができるのかということで具体例をこう示していただいているところで何となく内容確認するんですねちょっと理由として、これはどうなのかというのか、テーマ例えばですね項の 2 行目ぐらいですかね柵を設ける等の防護措置は協会において示しており、これらは下の安全設計と直接関係しないという方があるんですけど、何となくこれはそうなんかと。ちょっと疑問に思っていてですねその許可は許可で別に更新を示すからそれはそれでいいんですけど、ここの記載がとんか許可で宣言してるから何か設工認自体、もうちゃんとやりますみたいな感じで、そうすればいつでもいいんじゃないですかよというようにもう見えますし、他の安全設計と直接関係しないというのが本当にいえるのかという。ところもあるんですけど、さらには 3 行目にするのにかっこ書き切れて冷却傾動や尻別午後ネットの設計の前提とならないことからというのもちょっとどうなのかなと思っていてですね、今回のその申請対象等全く関係がないということであればですねプラスで切り離して考えてもいいような気がするんですけど。じゃあ、この関係は第二段階に申請するんですかと。やばい 2 個、これは一応、先ほどの整理表を見た限りですと、2-4 回目とかっていうふうに申請が上がってるんですけど、何かじゃあ台数、一番最後じゃないのかとかってというような話もありますし、何か一連の行為という意味であればですねむしろ、最初に生かすべきじゃないかというようなもうするんですけど、ここのラインについてはいかがでしょうか。

1:32:44	<p>いよぎん社でございます。こちらにつきましては我々としてはどの開示で出しても構わないということで考えてます日本語の書き方でちょっと誤解を与えたかもしれませんそこは大変申し上げます。先ほど御説明概略説明した時にですね例えば安全冷却水の冷却等の設計をする例えばMOX燃料加工建屋の設計をするというときに、昨年中に入っているからとか、そこにいたゲートがあるからということが、その荷重も含めていろんな設計をする中で、関係するかどうか。ということ的前提に第1回の対象を決めたいというフローで整理をさせていただきましたその書き方がちょっと適切でなかったかもしれませんが先ほどの例出た津波はですね、津波に対する設計を必要としないかどうかっていうのはやはり建物を含めた設計に対しては、全体の件になりますので、そういうものが不要でないということを、ちゃんとその前提として言った上で、7-0 総合関係ないそれ以外のことを考慮した上で、建屋は計画クドウはこういう設計にしていますということだとそれと同じような分類にじゃあこの不法侵入がなるかと言うとそのレベルの同じ分類には入らないんじゃないかということで、それぞれ第1回西日刺激これは第1回でなくてもいいということで整理をさせていただきました。規制庁中です。</p>
1:34:15	<p>設備そのものの設計の前提とはならないのかもしれないんですけどもこれなかなかなかなかその、どこまでその具体的に話すべきかとかってちょっと機微なところでなかなか難しいところはあるんですけど。今回の申請対象設備自体がですねそのまま防護対象となるのかどうかそういうこと言えばですね今回設置するということに対して名基準との関係で、そこはどう見てるんですかといった場合に、何かその、その設備そのものの設計と関係ないからこの情報は見ませんという言い方がいえるのかどうかっていうのはちょっと疑問。わかりましたけども私の権限はそうそういうことなのですけれど、少し表現自体の見直しということであれば少しまた最強の議論が必要かなってろうあてます。</p>
1:35:14	<p>はい。</p>
1:35:27	<p>ほか規制庁側から確認事項はありませんか。規制庁中ですけど、そうしたらおやりと推定なんかちょっと再処理だけの話をしようかと思いましたが、同じような部分が多分、MOXにもあるかと思うので、ちょっと数がもうまとめて、多分コメントした方が関連が深くて効率がいいかと思うのでしますとMOXの項で。今度は2208ページぐらいからでしょうか。多分228ページから130ページぐらいまでは同じような記載があるかと思ってまして、大体再処理等、同じような面とにはなるんでしょうけれど、これ1点ちょっと違ってるところとしてですね、230ページのところで、溢水についてですね、THAI処理のほうについては溢水とか化学薬品を一応今回対象条文としますと、MOX燃料場合には、この資料を見る限りですと、溢水は対象にはしませんと。こういう農水前回少し議</p>

	<p>論になったかと思っていてそれはその火災がですね区域の設定という観点で、そっちこれは、一応対象とするということに対して、センイについて同じように防護区画等を設置することに対して本当に申請対象とはならないのかどうか、それを踏まえての回答かと思えます。ただ、ちょっといろいろ文章を読むとですねちょっとここでも、どうなんか説明がつくのかなというところが少しやっとなんか確認はしたいと思うんですけど。例えばなんかそう具体的に何行目というのも期待する溢水の0. のところの</p>
1:38:17	<p>な鞍部でしょうね。質問を</p>
1:38:24	<p>ごっこ行目ぐらいだと壁からプールに対して、火災の3時間耐火制度のような区画構築物としての設計要求はない。なっていて、ただ1モードでですね下の下ぐらい、また壁については壁の配管やケーブルによる、貫通部の止水性能が対象となるためといっても、まさにこういう中止水性とかですねそうそういうことを考えると、その建屋というのは対象ではないかというふうに考えるんですがこれを配管系フリーかかかる設備を申請する際に基本方針も含めて申請するというのが何となく上の層も、3時間耐火制度のような容器設計を今日はないっていうのは何となく繋がってないような気がするんですけど、そこはいかがでしょうか。</p>
1:39:30	<p>有限会社でございます。今御指摘あったまたは機能云々と前の区画の話だとかサイトウの関係の話でいきますと、中核として壁床に対する要求事項が火災と若干違うのではないかというのが先ほど御指摘をいただいた文章そのものの趣旨でございますのでまた書きの貫通部の話につきましてはこれ逆に火災と考え方が共通でして、火災もですね壁体、火災区域の境界の対角構造物としての壁は今回第1回で申請をしますが、いわゆる設備を設置する際にできる貫通部に対する対価等々の処理に対する申請は、設備を申請する際に施設名をするというつもりで整理をしてございました。それでそこは火災も溢水もう考え方は同じということでございます。</p>
1:40:26	<p>かぶせてそこは一応火災とは整合合うということで行かぬ。とうぎん要員数は担当から理解しましては、結論としてそのまあ、第1回でちょっと溢水量どこまで見るのかっていうのは何となくは個人的には思うところではそれはそれで結論はそんな感じではあるのかもしれないですけど説明の仕方としてですねそこから辺が、ちょっと今のページに火災等の趣旨からの御比較の観点で同じであればですねそれはそういう考えしゃべつ化が図れるのであればそれはそれでいいのかと思いますが、ちょっとそこがわかりにくかった部分で必要であれば少し補足なりをしてですね細くてもまあ同じように火災と同じようにということなのかもしれないんですけど。そういうことで、必要であれば少し補足をしていただければというような感じですよ。</p>

1:41:29	いよぎんの西でございますこれは逆に火災の方で今日後程火災の説明資料の説明の前にロジックペーパーぐらい回の申請対象の範囲ってのはどこがあるかということをお説明させていただく際にも同じような貫通部の話出てきますので、そこも含めて、こちらの資料にも同じような考え方、第1回の火災の範囲ってのはこういうことなんだということもつけ足した上で、全体にどう整合がとれていくことがわかるような記載にしたいと思います。
1:41:59	規制庁の海水をカミイシは総裁にやっぱ御説明聞いた上で、また議論したいと思います。
1:42:20	規制庁コサクです。ちょっとよくわかんなくなつたんですけど、溢水って結局1階2階3階とどういうふうになるんですか。
1:42:29	日本原燃下でございます。MOXの場合は二階に新規変更含めて異性防護対象設備が出てきますので、そのときに、基本設計方針の共通的なものを、あとは防護対象設備に対する設計に関わるもの、あと使用表も含めて必要な事項書いた上で、添付書類もセットでいたします。3回も同じように防護対象出てきますのでそこは第2回で説明したことと同じような話で、地表が対象設備に対して出ていくから4階で溢水評価の結果を出させていただくということで整理をさせて一致しておりました。
1:43:08	規制庁不足です。1回言わんなんなんですか。
1:43:20	においてシライでございます。そういう意味では1回を今添付もついておりません基本設計方針も含めて、二階の方に差が移動するということで考えてました。規制庁コサクです。
1:43:46	そうすると最後のページを見、て話をしていくと、防護良いことと思いますけど、共通の設計方針。どんななかでも、大分パッチワーク的になるってということ。なんですかね。
1:44:06	日本原燃者でございます。先ほど整理はそういう形になります。
1:44:23	規制庁コサクです。手法久郷必要なものはそうすればいいと思うんですけど。最初の臨界なんかは、厳密に言えば、複数ユニットの話のときに壁って関係しないのかみたいなところが微妙にありつつも、そこは、実質としてない。ていうことなのか、関係ないというのかっていうのは、どう理解をしてPARと思えばいいんですかね。
1:45:10	日本原燃西原でございます。複数に届きには前とヒアリングに入る前にお話をさしていただいております。復水に対する考慮として中性子の相互影響を見るか見ないかところで壁とか距離が関係しますんで。その設備の使用表の中で、ここにその話をしてということで考えておりました。そういう意味では二階にそういうのが出てきますんで、本当はこれすいません、大変恐縮でございます概算公務参画にそういう意味では、なってこの会で推移関係する基本設計方

	針を出した上で、そのユニットの仕様表で距離を確保できることを示すということで整理をしてございました。規制庁コサクです。
1:46:03	その点で言うと、またよくわかんないんですけど、前火災ですと第3項がマルになっていてそれ以外は参画ということで、共通方針は一式出しますということなんですけど。今の臨界の一部だけ参画というときにほかの情報項についてはどういう扱いになるんですか。
1:46:27	そういう意味では今実際第1項第2へと今私説明者二階のところで参っ公費以降新規側にすべて載せるということで、共通方針はどう受けて、MOX側で書いてますので、以降新規の申請において第1項第2項第3項に係る全体の基本方針、基本設計方針が出てきてそこで第2項第2項については個別設備に対する議題の設計が展開されるという整理でございませう。
1:47:00	規制庁コサクです。すいません今の第3項参画っていうのは第1回申請の枠じゃなくて第2回申請第2項変更のところの話をしていただきます。ですから、私はすいません、そこは中央抜けてまして申し上げられ第2回申請の一行新規の話をしてました。ここでわかりました。ただそこで三国だとして、そもそも建屋は第1回申請なんですけどといったときに、どう考えればいいんですか。
1:47:32	日本原燃者でございます。こう整理がいいかどうかっていうのは当然御議論いただくことになると思うんですが、建家のほうの設計に対して、新耐震とかいろんな考慮をした上で設計をしますが、臨界側そういった耐震も含めた考慮の結果でき上がった壁厚というのを前提に、その離隔距離がとれているかどうか、中性子の相互影響がないかどうかっていうのを説明するというところで、系統第1回があれば建物の設計の中には具体的に臨界としての関係は示さないということで整理をさせていただいてました。
1:48:08	規制庁姑息です。
1:48:11	そうですね。
1:48:14	その関係性を明確にさせていただくっていうことが第1Gですかね。特に抜ける部分っていうのはなんでいらないんだっていうことが明確になるようにしていたとってということなので、その意味からすると。どこで明確にしますっていうことのとときに、やっぱり添付書類いるっていうことになるのか。どうするのかっていうことなんですけど、午前中RFSのヒアリングがあったんですが、添付書類作らないときには、技術基準適合の添付書類の最初のところで、設備リストをつくって入れているところなんですけどそのリストの前に技術基準適合の説明としてこういう添付書類構成で説明しますという記載ギター入っててですね。その中に今回の申請のときには、この部分だけで、この部分はこういう理由で要らないので次回つけますというようなことを書いていただいたり、今

	後いただいたりという話をしていますので、その枠でもいいですし、何らか考えていただければと思います。
1:49:37	表現にさせていただきます。わかりましたそこという件も含めて整理をさせていただきます。
1:49:44	規制庁コサクです。報告ほかも同様なので閉じ込めもですね、建家で閉じ込めっていう話もあって関係するということですけどなんで入らないんですかとか、もろもろあると思いますので、その運転整理を進めてください。表現者でございます。了解いたしました。
1:50:09	規制庁中ですけど、あとちょっと細かい点なんですけれど最初に東郷くん株比較今表示されてる表見るとですね、例えば火災のところもうその第4項以降移行がすごくMOXは参画管理ですけど再処理はバツになった場合になってたりするんですけどこれは、ちょっと考え方を合わせて作っている。でしょうか何かそれぞれの個々の理由によってそういう違いがあるということなんでしょうか。
1:50:47	表現者ですね、まず1点目としては合わせたつもりでしたが、その考え方も示した上で、これ資料の順番としてはすいません木製酒作って最初に渡してたんですが、そこが統一できるかどうかもう一度すいません確認をさせていただいて、基本的には先ほどご説明した基本設計方針を出すタイミングを対象設備との関係で決めた上で、全体基本設計方針で共通的なことは伸びると初回でということが基本的な考え方です。あとは確かに条文の対象として技術基準に個々具体の設備にすごく関係するような条文の場合はですね、基本設計方針を幾ら言ってもそこが展開されない場合がありますんでそこは大なる可能性はあります。ただそこは本当にそうなのかということも含めてそれでいいんだという説明先ほどコサクさんとの話も含めて必要になると思いますので、
1:51:45	そこ今一度整理をさせていただきます。規制庁の川です。そこはちょっと再処理側と少し合わせていただくということと、それから加藤ちょっと国庫での話じゃないのかもしれないんですけども、基本設計更新書き方としてですね。こちらについては基本的に生徒各条文に対して適合しない該当しないものについては該当しないときちっと書くような、多分何かそういうルールで地中論を越えてたかと思うんですけど。うちの再処理MOX側もそういうような今、表敬記載のルール等してかということによろしかったですでしょうか。
1:52:35	日本原燃1社でございます。ちょっとそこが多いきれてませんでしたので一応発電炉のほうも確認した上で、ただ特にMOXも再処理も今後の申請範囲として特に重大事項で、対象はなくてですね設備が出てこない場合はあそこは基本設計方針も含めてどう書くのかってところは工夫が要ると思いますんでそこは発電炉の実績も踏まえた確認した上で、書き方については整理をさせていただきます。

1:53:08	<p>地上の中で、ちょっとSAとかですわね早々対象でないというのは関係ないと思うんですけど、各状態で考えた場合に、一つの基準に適合しているということに対してどうなのかというのを述べなくちゃいけないので、そうそもそもその条文 条文は海外投資家分社該当しないというようなと。ですわね、何か基本設計方針のほうではっきり書くような感じだったのではないかと思っていてまあ、ちょっとそこは実容量の例も参考にしながら少し検討いただければというふうに思います。すみません日本原燃石原でございますそういう意味では、</p>
1:53:44	<p>最初には再処理特化で書いている以上、技術基準とかの条文になりますんであれですか、MOXの場合は加工施設としての技術基準ですので、例えば6フッ化ウランに対する考慮みたいなやつと技術基準があった場合に確かに対象がないっていうことに基本設計方針上はなったときにどう書いてたかをもう一度確認した上で、生理学をちゃんとした上で書き分けたと思います。</p>
1:54:11	<p>はい、規制庁伸ばしてこれの条文の適合性関係はバブラーブランドとかそういうところの理由も含めて少し再整理していただくということかと理解しました。それであと、この資料自体、ざっと見てですわね少しあともう1点をこれを今日中どこまで議論をするのかというのもあるんですけど。少しコメントします。確認なんですけれども、222ページ以降にですわね中基本設計方針の書き方みたいな、資料が見受けられたんですが、222ページ。通しの222ページですかね。で、今日、次のその123と224本見てちょっとよくわからなかったんですけど。例えば、これは一応再処理施設をイメージしてる資料かと思うんですが、それからを变更后に何か従来事項に関する記載があったりするんですけどこれは結局、何か前の再処理は溢水わかんないと言ってたような気もするんですけど。何か首でしょうか。200、24ページ添付版ということで心の中心同じく一応書いてるんだけど、視点を引かずに、申請範囲かせにて標記とかって、</p>
1:56:06	<p>ここはふざけ時たりするんですけど、これはどういう姿勢なんでしょうか。日本原燃西原でございますが確かに経時でもともと添付1とかで統合対象を今回の申請範囲関係する基本設計方針の範囲ってここですっていうのを整理をさせていただいてございます。その対象になるところ、基本設計方針自体をですわね、その分だけ改定基準にするっていうのはなかなか整理学的に難しい気がしていたので、全体のせた上で、変更後のうち、ここが今回の申請対象設備との関係で申請範囲と考えている基本設計方針の対象になりますということ添付書類側で示すということで、この下線を引くって形を示させていただきました。その前のページに下線今回のこれは全部丸々対象ですという意味で、こういう二つのパターンが出てくるんじゃないかということで整理をさせていただいたものでございます。</p>

1:57:06	規制庁中です。なんかもMOXある程度SM関係するようなことも聞いてんでまあ何となくわかるんですけども、これは最初にも同じように性能を記載をするということなんです。
1:57:19	日本原燃の山です。これイメージとしましてつけてございますけども、223ページのほうですね。設工認申請書の本文に載せると規模、でお示しておりますこれ現在の設工認申請するものとしてもですけども、本文としては変更後のほうに号炉耐震に係る情報、意識のソフトでその上で、添付のほうで該当する箇所その申請開示に該当するか消火栓で引くと、こういうイメージで作った方がとります。確認しましたように多ければですねそれSAに関しましては、これ今回第1回の申請範囲に係る部分を下線で引いたというイメージになっておりますので、224ページのほうですと、SAに関わる部分は下線を引いてないと、こういった形になっております。
1:58:08	そして規制庁の中で、ちょっと間がよくわからないんですけども。これはイメージだからって、ただそういうだけであってそので別途今回の申請でどこまで書くかってのは違うところで議論すると、そういう理解でよろしいでしょうか。
1:58:24	／における者でございます。そういう意味で前回お示しをしたこの範囲ですっていうことを我々として今後御提示させていただいたのは、そこだけを切り取ってここは対象ですという示し方がなくて全体を示した上で、下線を引いた部分が今回の対象ですということで、形として示させていただきたいという意味で今回イメージとして、224ページをつけさせていただきましたのでテラヤマはい規制庁コサクですけど、本文に書かれたら申請なので、
1:58:58	国市政範囲じゃないですと言われても困ります。以上です。規制庁の田尻です。ちょっとわからないんで確認ですけど、今のは本文に書くという意味なのか、何かこういう様式として、全体像をこの中で今回本文に書くの下線ですよって示してるのかっていうと違うんですかねやっぱ調査官が寄せられたように改定して出されたらそれは本文なんですけど。本部で申請として出されたことになるんですけど、これはこれイメージっていうのがまだよくわからなくて、何かどういった部分を示したかを示すための何か別資料と思えばいいのかこれ申請書の書き方と思えばいいのかという、どっちですかね。
1:59:41	いよぎんの石原です。そういう意味では、先ほどの調査官の質問で実行指摘からすると、これはないパターンですね、本部に全部書いた上で添付でここだけが対象ですってやろうとしてましたので、それはないということであれば、このパターンは、使えないということで、もう一度考え直します。
2:00:07	規制庁コサクです。抜くのは難しいと言われましたけど、段落が分かれてるので段落追加なんて簡単な話だと思いますし、この場所に重大事項対象については第何回申請で入れますとかっていうのをちょっと書いたりとかっていうの

	<p>で、いくらでも対応ができると思います。そういう対応するためにもうまず一式で書いてみて、今回部分に削っていくという作業をするのは全然構わないですし、その様を見せていただくのも構いませんので、申請範囲だというもので本部を作るようにということだけは間違いなく対応してください。で、その上でですね、これまで話していたところからするとMOXの溢水もですね、結局、建屋で何か書く必要がありませんっていうのも、それも基本設計方針があるからいえる話であって、先ほどバーだけ何か説明があるっていうようなこともありましたが、それであればやっぱり方針としては参画で何か行った上でということになるんじゃないのかなっていう気もしますので、その点も含め、再考し訂正説明をしていただければと思います。</p>
2:01:23	<p>日本原燃 2 社でございます。承知いたしました。もう一度ちょっと整理をして考えます。</p>
2:01:35	<p>規制庁側からほかに確認事項ありますか。内容ですので、では共通 01 の指摘事項、その修正の方針とそののみ見通しについて原燃側から説明ください。</p>
2:02:06	<p>日本原燃者でございます。京都 01 につきましては先ほど、まずは第 1 回の申請範囲ということに対して、整理をさせていただいた対象でダムの撤退したということについては特に理由も含めてしっかり整理が必要ということで再度対象になるかならないかの整理をさせていただきます。それも含めた上で第 1 回の申請範囲となるものというのが何なのかということ添付書類で示してますけど、基本設計をしないというものを書き方も含めて整理をするということを加えて先ほどありました他の四角会社さんでの今やってるある恵山でやってる。やり方っていうのも聞いた上で、これも念頭に添付書類であったり基本設計方針であったりという組み合わせの考え方を整理をさせていただくということ認識をさせていただきます。対応につきましては、はい。時対応の時期としては今月中には必ず、それより前になるべく早くですね、有効性を示して資料の改訂版を出させていただきたいと思います。</p>
2:03:40	<p>当対応方針等について規制庁側から確認事項あれば、</p>
2:03:51	<p>規制庁の中でちょっと念のためですけど一応その少し冒頭にもお話ししましたけどそもそもの各基準 2. にするですね市とこれが新たな要求かどうかそのも前提としてですね整理をお願いしたいと思います。以上です。</p>
2:04:10	<p>日本原燃指標でございます。すいません抜けておりました対応させていただきます。</p>
2:04:21	<p>規制庁側からほかになければ、時せません。</p>
2:04:27	<p>すいません規制庁上出です。基本設計方針の書き方を再興されるということなので、グループ 2 の耐震のほうで今後基本設計方針の話は 3 月来週ぐらいに資料提出の予定でしてくよそれも準じて遅れるということですか。</p>

2:05:00	日本原電シェアでございます。共通意見に関しては、今の基本設計方針の対象範囲としてどこまで第1回の範囲であるかという整理をさせていただいておまして次説明する共通の女川若干基本設計方針の添付書類も含めた一連の見直しが必要かということがありますが、私のほうは、それをすでに宣言させていただいた作業を進めてますので、そこはリンクは当然とった上で作業は進めてますが、そちら側のスケジュールには影響ないと思っております。
2:05:34	規制庁込みです耐震は耐震で基本設計方針特にあの今予定されているのは添付書類に載っている各基本設計方針の話ですけど、そちらはスケジュール通りということですか。
2:06:09	日本原燃をここでございます。ちょっと耐震のチームとですね調整した上でまた御連絡させていただきたいと思えますわ。ちょっと若干遅れている可能性があると思えますので、スケジュールで明確にしていろいろ提出させていただきます。
2:06:27	はい。今日の議論を踏まえてできるのかできないのかっていうことを整理してスケジュールを考えていただければと思えますので、よろしく願います。少なくとも来週のヒアリング、もしくはその前にはというスケジュールになるのか、連絡いただけるよう願います。電源の5でございます承知しました。
2:07:00	規制庁側からほかに確認事項ありますか。はい、それではちょっとヒアリングを開始して2時間経ちましたので一度休憩を挟みたいと思えます。後10分に再開したいと思えますが、原燃はいかがでしょう。はい、嫁の5でございますようしました。

0:00:02	はい、それではヒアリングを再開します。次の議題は共通 0 載せ公認申請における補正補足説明が必要な項目の整理について、本件 3 月 5 日に提出された資料をもとに説明を受けます。
0:00:18	どうぞ。
0:00:19	本件についても出席者の紹介と、それと、目的説明範囲達成目標の説明をしてからお願いします。
0:00:30	日本原燃とここでございます。出席者につきましては、先ほどの共通 01 で御紹介した出席者と同様でございますので割愛させていただきます。
0:00:44	日本原燃社でございます。京都で同じでございますが、先週金曜日のヒアリングでロジックペーパーを御提示をさせていただきました。こちらにつきましては、基本設計方針先ほど共通 01 でも整理をしております。基本設計方針の対象範囲に対して、添付処理後の中でどう詳細見解するのかという関係とあとはそれをもとにして根拠となるデータを示すべき。補足説明資料としてこういったものが必要なのかというのをそれぞれの項目ごとに整理をして展開をしていく。ということをやり方も含めて整理をさせていただいたものになります。実際の資料は、文章が展開されてございますが、まずは文章的には 3 ページのところの 3 ポツで基本設計方針等からの補足説明が必要な項目の洗い出しというのをやると、これは基本設計方針を軸にしてへん日本原燃としてこの申請で、添付書類で説明すべき事項、というのは正しく整理をされなければならないということとプラス添付書絵で説明する内容に対して、補足すべきいわゆる根拠となるデータであったり、条件であったりといったものを補足説明の中でしっかりと説明をしていく必要があるということで、そういったものを関連づけて整理をするということの話を、3 ポツで書いてございます。それ以降 4 ポツにつきましてはこれまで主たる項目として、説明してしまったところはありますが、この 3 ポツの作業が適切にできていると、抜けがないということを確認するための手段として、先行する発電炉との補足説明資料項目を見た上での比較であったりとか、初めの側の基本設計方針添付書類との比較Aというものをやって補足説明資料として見解すべき事項が抜けがないかというのを検証していくと。いうことでございます。これらを全体あった上で、必要な補足説明資料というのはこういうのがあるんだという全体像示し必要な形にしていきたいということで考えてございます。当然これまで御説明している補足説明資料というのは、この中に当然入ってくるべきと思いますが、やはり全体の整理はあった上で、位置付けが明確になるとお思いますので、こういうことをしっかりとやっていきたいということでございます。その具体の方が添付 1 と添付 2 に見解をさせていただいてございます添付 1 のほうは、先ほどの共通でやるべきであった基本設計方針のTHAI来館対象範囲ですという整理をさせていただいたものから、添付

	<p>書類の展開というのを真ん中、そしてその添付書入れ替えていること。この各会計ごとでの今事実書いていることもありますし、発電炉との比較をしたよりやはりこういうところで書かなきゃいけないんじゃないかということも含めて整理をした上で、それを基準としたときに何を補足として説明するのかというのをすべきだとかを一番右側で整理をしているということでございます。この整理できたものが添付 2 の左側通しページでいきますと、7 ページですかね。左側に項目が出てきて、それと同じような項目の発電炉側の補足説明資料の項目を比較をして当然第 1 回の範囲になるものもあれば、次回以降の範囲になるものがありますので、第 1 回の範囲として示すべき事項ということと比較をした上で、多分、抜けがないかどうかというのを確認をしていくということで、こういう形で展開することによって、全体として説明すべき補足説明というのが展開できるということで考えてございます。今回は、火山のほうで計上つけましたが、本日、MOX部分についてはこれ以外の外部衝撃であったり火災であったりいろいろを共通であるなどの改訂版として、提示をさせていただき予定でございます。そういうのを一通りちゃんとやった上で、これまで出してきた部分とどう関連も含めた上で整理をして、パッケージ補足説明のパッケージ化をしていきたいと思っております。テンプ社以降につきましては、先ほど抜けがないことの確認の方法としてのもう一つありました。発電炉との基本設計方針との比較メーカーですとかやった結果のサンプルをつけさせていただきました。ということになりますことを今後整理をして準じ資料としてお出しをしていきたいというふうに考えてございます。</p>
0:05:19	<p>説明は以上です。はい、規制庁側から確認事項があればお願いします。規制庁中ですけど。</p>
0:05:35	<p>カミイシ</p>
0:05:37	<p>この共通 07 の資料ですけど。ちょっと原案がですね補足説明資料が抜けなく行われるかどうかというのは、補足説明資料指定はその添付書類になりそうそういうものに対する意味点数ですので、その実用炉との比較は比較でそうそういうのも参照しながらというのはあるんでしょうけど、これから審査を進めていく中でですね、エビデンスが不足すると考えられるものについては適宜出させていただくと。いうことかなと思ってます。ちょっとあんまりルール化し過ぎてですね、これ以上出すとか出さないとか、そういう話よりは、その現状のその再処理施設なりMOX施設を踏まえてですね、専決処理等を説明している中で少し遅くなりリリースが必要だということがあれば我々からもいろいろとその指摘はするかと思うんですけど、そういうものに対してですね、あらかじめそういう権を持ってですね、用意していただくことかなというふうに思っています。それで後は、後半のほうでちょっと気になったんですけども説明はなかったんで</p>

	すけれど、この 07 の資料でいうと、後半の運営。企画書でことで、9 ページぐらいからこう記載しているかと思えますけど。
0:07:22	はい。
0:07:24	ここの辺の改善、どっかですねヒアリングでいろいろやりとりがあったような気はするんですけど、ちょっとこのところ、この資料でコメントするのかがどうかってのはまたあるんですけど。ちょっと書き方としてですね、少し明確ではないなというところが、これまでのちょっと繰り返しになるかもしれないんですけど、例えばですね 11 ページとかを見るとですね、
0:08:03	それで、
0:08:05	こっこの発電炉との違いということで設計方針として差異がなく事業変更許可申請書に合わせた記載としたというふうになっているんですけど。何か錆がないというのはどういうことで記載がないといえるのか、この比較の内容だけ見ると結構何か違っているようにも見えるし、何か同じようなことが、確かに更新としては同じなのかもしれないしと、ちょっと曖昧な評価になってしまって、例えばMOXのこの書き方もどうなるかっていう気がするんですけどそれはそれで個別にまた確認をすることでですね、発電炉との違いのその設計方針被災がなく何だ。何をもちて災害なっているのがちょっと不明確だということ等、事業変更許可申請書に合わせた記載としたと 1 事業変更許可申請が何なのかというのもよくわからない中でですね。それがその事業変更許可通りそのまま書いているのかある程度その設工認について改めて少し書き直しているのかというところがちょっと不明確なのかなという気がします。同じようなところ。ページなんかを見てですね。同じような感じなんですけれど。13 ページのところも、ちょっと兵庫作り方としてですね発電炉のほうで①②というのが、別紙 3 の設計方針のほうに会計。○について常にの違いでは設計更新として差異がなくと言いつつも、国の方は中にも書いてない中で、どっかに書いてるのかもしれないんでしょうけれど、何か規格としてどう比較すればいいのかという、いう形でよくわからないというようなところもあってですね少し何か。これはまた今後、その別の株主ヒアリングこれまでした別のヒアリングでもいろいろコメントしてたかと思っていて、何かさらにそうそういう今、私が指摘したようなことも含めてですね、再整理がされるのかどうかそこら辺のちょっと見直しを確認したいんですがいかがでしょうか。
0:10:42	日本原燃品川でございます。すいません。コサクです。ちょっとですね。また論点がずれてきちゃったんでこの資料の最初で説明いただいたことからすると差異があるかどうかをお話する必要は全くなくて、何のためにやるかということが、この違いの記載としてわかってないことになっちゃってるってことだと思うので、今例示されたもので 11 ページでまず話をすると。設計方針として適切

	かという話をしたいのか。説明内容としてどう構成していくのか添付書類で何が必要か補足説明で何が必要かという話をしたいのか。まず、どっちの話をするものなのかを明確にしましょう。
0:11:35	いよぎんの西原です。そういう意味でいくと、すみません私が資料自体を修正してなかったのでもやりたいことが今コサクさん言われた後者になります。会社ではないです。
0:11:47	規制庁コサクです。まず後者だとするとですね。違いがあるなしじゃなくて違いなる何らかの内容が違うのであれば説明内容としても違うかもしれないということで、実用炉だったらこの内容について説明してるけど我々はこうだからこういう説明をするということだし、記載内容は若干違うものの内容としては同様の説明の仕方に対応ができる。というようなことであったりということを説明するんだと思うんですけど。特にここは許可申請書に合わせた記載としたって、基本設計方針の妥当性を示すかのような説明になっているということなので、そもそも違ってるよねっていうことなんですけど、私の今言ったようなところでの認識でよろしいですか。それでそうなるようにどういうふうに進めていきますか。
0:12:44	日本原燃石原でございます。確かにこの比較でやりたかったのは、もともと前のほうでやった補足説明なりが必要な項目の抜きでは洗い出しているのが不足がないかどうかというところを説明として展開したかったので、差異があるかどうかではなくて、ここに対して、発言などが例えばこういう補足説明資料、添付資料2で説明をしていて、同じような展開で我々も同じような展開で説明を補足説明資料がある今回するとしているので、この違いによって新たに補足説明が必要なものはないとかですね、そういうことを展開していく必要があるというふうに考えてございます。
0:13:26	規制庁コサクです。それであれば、最後の右側の欄はそういう趣旨のもので書くように、もしかすると項目としても発電所外の違いというよりは、説明項目としての検討事項なのか。間違いのないように対応していただければと思いますので、特にですね、サイトウほうの説明から私も心配になっていたのは炉と同じようにつくればいいのかということではなくて、漏斗参考にできるのはそれをまずはやるということであるべく不足のないようにするということなんですけど、一番大事なのは炉と違うところについて説明が十分足るように準備をします。ということがちゃんと考えられるようになってるかということで、最低限の考え方が炉のほかの部分の運用を見ると、違う部分もこういうのは必要だよなと思えるようになるかどうかと思うんですけど、そのあたり、もうお考えになっていただいていると思うんですけど念のための状況を説明してください。

0:14:39	日本原燃石原でございます。そういう意味ではご指摘の通りをまず基本設計方針からの展開についてもしかりでございます、当然添付書類あれ説明すべき事項からしてですね、相当の違いがあるかどうか見て上では、一緒かどうか程度も含めてですけれども、ここまで見解すべきかというのは自分たちの設計であったり発言通り説明していることが基本設計方針と展開でどう説明されてるかっていうのもちゃんと認識した上でどの展開をしていかなきゃいけないと思ってます。そういう意味では、そういうことでやった上で抜けがないようにあるべき姿というの説明すべきものをしっかり抜き出していくということが必要だというふうに思ってます。
0:15:29	規制庁コサクです。それをどう進めていくんですか。
0:15:41	日本原燃者でございます。その展開の仕方も含めて、やはり今回ボックスでいろいろ作業するときやはり私のほうで1回やってその考え方が菊出せてないところがあるので、そういうのをちゃんとやるべきことの姿をとか、こういうところが注意ポイントだというのを書いた。無料となりうるとして作ってですねそれを展開していくということが必要かと思えます必ず確かにおっしゃる通りその考え方が全く共通認識でない状態で同じような形だけを作りつても、レベルが変わったりとか必要なものが抜き出せなくなりますんでそこは速やかにそういうものをまずつくって展開できるようにしたいと思えます。
0:16:29	一応コサクです。その状況またあの説明いただければと思えます。特にこの話でいうと、審査会合での論点にもなるような内容だと思えますので、整理を進めてください。日本原燃者でございました。規制庁コサクですって。一方で、基本設計方針として適切に書かれてるかっていう議論も必要だと思えて、それが耐震のほうでもってということの部分にもなるかと思うんですけど、それは、補足説明資料、06 ですか。どこで成立するんでしょうか。
0:17:27	日本原燃shallでございます。その点は必要だということで今まさしく作業も並行してやってございますが、どの補足説明資料出ている意味は、真ん中に挟まってしまうので、6 か、1 なのか、ちょっと整理をした上でどちらにカバーするかは、お示しできるようにします。
0:17:51	規制庁コサクです。それもですね補足説明資料としての構成の考え方を十分性ってということになるんだと思えます。その関係だと共通 14 にある許可整合との関係での説明っていうのも一緒にやらないとですね。販何分ほ括弧このピアリングやっても許可整合のことをあまり意識せずに説明されていやそもそも許可があつての設工認でしよっていうのを何度も言っているんで、部分的な説明にならずに、全体としてこういう整理をしてっていうことがわかるように、説明、構成考えていただければと思ってます。

0:18:40	荷揚げに支払ってございます。確かに私もつくりながら共通 01 の半分と 0607 ほかの今御指摘あった共通項目もそうですけど、個別につくって展開をしてきたんですけど、結局、どっかで全部ひもづいてしまっているんで、バラバラの補足説明資料の 3 高さに説明しづらいところがありますんでそのスキームの整理というのも含めていまし 90 やりたいと思います。
0:19:16	規制庁コサクです。あと、この資料の添付 1 なんですけど、この添付 1 がどこまで意味があるのかがよくわからないので、どこまでコメントする必要があるかわからないんですけど、真ん中のところにですね、強度に関する説明が経産省の部分があるんですけど、これは単純に強度で書くってということではなくって、自然現象配慮火山への配慮の中に、設計方針があって、その設計方針において計算書は共同計算のほうの別添に飛ばしますということになって、そこで具体的な評価方法が入るという紐づきの関係なので、ちょっといきなり矢印でポンって持ってこられてしまうと、元の火山配慮のところでの記載はどうなのとってかというのがわからなくなるような気がするんで、そこもうよく整理をして対応してください。
0:20:23	日本原燃白尾でございますはいいいところは確かに示す成立的に関係性もないと辛いなと思っててどうなんで、いま一度整理をします。
0:20:39	ほか規制庁側から確認事項はありますか。
0:21:13	あと県だけすみません、先ほど仲川さんからご指摘あったの。決してここで出てきたもの以外を作らないと言うつもりは全くありませんので、そこは必要なものは充実当然つくっていきます。本来であればこれは前々から御指摘受けている通り、申請する場合に、これが全部でき上がっていないといけないものっての今一度整理をした上で、補足説明資料の体系を示せないといけないと思っておりますのでやるということですので追加であったものはどんどん当然追加をして、全体構成に入れていくということで考えております。
0:21:48	規制庁の中でですね、そこはそういうふうなと思いつつ、わかりました。よろしくをお願いします。
0:21:58	それでは共通 07 について資料の修正を修正方針とメーターのめど等を原燃から説明をお願いします。
0:22:12	いよぎんの西原でございます。まず共通 07 単品でいきますと、それぞれの比較も含めてやっている目的、どういう観点でこれを作っていくのかということ整理していくのかっていうのを、書き物にしたものを作ってそれを展開していくということで、それをまず速やかにやるということ。あとそれに基づいて必要な体系だからその生試料展開しようになるような整理も同時にさせていただくということ。で考えております共通で 7 点はそこをまずちゃんとやるということと、そういう意味では、添付 1 も含めてその中で整理をされていくと思います。あと

	<p>は共通シリーズで、それぞれの関係があるものがありますのでその辺は、それぞれの関係をもう一度ひも解いて整理した上で、パッケージしたほうがわかりやすいものはパッケージするとかっていうのを含めて、その全体の流れというのを今一度整理をしたいというのが2点目だと思ってます。1点目、2件目含めて、今月中のなるべく末まで行かない範囲で、まずやりたいと思います。</p>
0:23:35	<p>本件について現に確認する事項が規制庁にありますか。なければ次の議題に移ります共通での申請に係る部分以外の設計及び工事の計画の概要と、本件についても3月5日に提出された資料に基づいて日本原燃から説明を受けます。保険説明の前に目的説明範囲、達成目標を明示してから説明してください。</p>
0:24:11	<p>はい。</p>
0:24:12	<p>はい、日本原電の山路です。資料につきましては、ただいまご紹介いただいた通り、3月5日ですね、掲出させていただいた資料になっております。この資料につきましては資料の中身のほうに分割申請のところ計画一部入っておりますけども、ここについては、先ほど来御説明させていただいており今後見直しをさせていただきたいとか、ありますので、今我々としてやろうとしていることを中心に御説明させていただきます。まず内容としましては、昨年6月24日、規制庁さんの文章にありました。資料の中で事業健康許可申請の担保事項を明確にすることということをが示されていたという状況になっております。これに対しまして我々、12月24日に申請させていただいていただいた設工認申請書の中でですね、第2回にわたり回答してますけども第2回以降に申請するものにつきましては、こう理解という記載をしておりました。さらに、設備の仕様ですとか性能といったものを記載をしていなかったという状況になっておりました。これを踏まえまして、今回ですね、この資料の中の添付1にございますけれども、申請会場明確にするということで、ただしこれは今説明した通りで、今後見直しをさせていただきますけども、審査会長明確にしていくという作業、それから、事業変更許可申請書で記載をしている使用を明らかにしていくと、こういった作業を行っていきたいと考えております。それから整備した結果につきましては、発電の実績も踏まえまして、この資料の中の添付にありますような申請に係る部分以外の設計及び工事の計画の概要ということで、添付をしたいというふうに考えておまして、そのイメージを添付書類の添付の2のほうで規定をつけさせていただいたとこういう形になっております。御説明は以上です。</p>
0:26:09	<p>それでは規制庁川からの確認事項をお願いします。規制庁の川ですけど、今後、</p>

0:26:26	ただ、
0:26:27	<p>今画面に映していただいているその最後のページ目ですかこれはちょっとこれまでもいろいろコメントしてますけど。実に直してPaaSで作っていただきますリスクとして、その申請の回収としてその南海Lavaのような感じでその第1回第2回第3回が確保できるような課題になってますけれど、くまでもその申請そもそも物単位ということで、今整理いただいた上で、どの会議で何がその申請されるのかっていうのが現段階でも前申請から口実としてせなには申請されるかと。というのが明らかなように整理していただきたいと思います。発表は4ページ目の表なんですけれど。ちょっとよくわからなかったのがですね右上のほうにその資格で事業変更。許可申請の担保事項のうち明確でなかったセンチよう性能等について明確化するっていうのをですねどうどうとらえるかなんですけれど。何か唐突にその主要材料流体の種類と何か種類、公立要領等みたいな感じでこの分け方がよくわからないんですけれど。何かしようっていうのをどうとらえているのかとは組成農協程度どうとらえてるかっていう観点でいうと、そこはどう、どういう仕分けになってるんでしょうか。</p>
0:28:18	<p>日本原電の和山です。この書き方につきましては、今事業変更許可申請書のほうですね、様々な機器の時比一定としようという制度が載っているという形になっておりまして、その中でですね、あらかた脳腫瘍なぜ主要材料ですとか、それから流体の種類、こういったものが返っているとか、それから様々な機器がある中で、ここに記載しているようなですねその種類だとか効率だとかこういういろいろ個々バラバラに書いてる項目としてですね、回答がございましたので、主要材料等の液体な出費が流体の種類というところは個別項目を個別にいたしましてそれ以外はここでまとめるということで整理を項目を構成いたしました。</p>
0:29:02	<p>規制庁中ですと、ちょっとですねそういう趣旨ではなくてですねなんかそう使用材料流体なので三つプランを設けてですね、何か三つのウランに分ける、分け方なりで清掃の種類効率要領等とか一緒にたに開催しますけれど、なんか分け方なり書き方のルールがどうしてるのかっていうところを聞きたいところがあってですね、そうした場合にそのもととなっているしようっていうのは何を言おうとしてるか性能っていうのは何を表そうとしてるのか、そこら辺の考えを聞きたいということなんですけど。</p>
0:29:53	はい。
0:29:55	<p>基本線過ちです。ちょっとこれ明確に行いになっていることもあるんですけども、様々な機器を使ったが、再処理施設に様々な機器がある中でですね。やはりそのどういう材料を使ってその設備を作って設計していくかというところは重要ですので、主要材料というところがまず項目として明確に分けて、どうい</p>

	<p>違いがあるかというところはっきりさせたというところがございます。それから特に最初のほうですと、流体の違いもまたございますので、そこだけは明確に出したというところ。それ以外につきましても、項目として例えば何か特別に出さなきゃいけないのか、ものがあるかというところは確かにございますが、今の総合整備の中ではもうここ後は様々切れバラバラのSCV制度が記載されていまして、これもまとめてしまうということでもまとめて書いたというところになっております。</p>
0:30:51	<p>規制庁側からです。もっと簡単な質問で言えばですよ。しょうけな。どれに該当するんですかと、それから制動棚に該当するかって言うことだけなんですけどこれらの提案のベットですね仕様書に何を書くべきかということで何か評価条件なりシヨウ情報なりという中制整理をしていたかと思うんですけどそこと合わせてですね、対応してそれからいただければいいのかなとは思うんですけど、まだそういう意味ではまたこれから、そちらの議論も踏まえてのを再整理が必要というふうに理解してますがそういうことなんですか。</p>
0:31:41	<p>日本でテラヤマ地です。今のこのしょうと性能が別格に区別が出された非常になってないというところで申し訳ございませんでした。ちまう別途経営仕様表に記載すべき港北の整備というところが、これ設工認申請書に何を書くかというところで整理をしてございます。一方で、表の中ではですね事業変更許可申請書の中で何を变えているかというところを制御しておりましたので、もちろん全く関係ないというところでもございませんけれども、設工認の装置を表に記載すべき項目の中身をを考慮しながらですね、ここの欄をどう分けていってしようと、それから性能書き分けるかというところを改めて日直しをさせていただきます。</p>
0:32:29	<p>規制庁中です。結局はその機器ごとにですね必ずしも材料自体が重要という報告もないかもしれないですし、それぞれの機器の事情ということもあるのかなと思っていてですねそこはまた再整理されるということであるんですけど。どうある程度許可で何が重要であってそれがその降灰されてるという繋がりがですね、わかるように、表になればいいのかなと思っています。別途仕様表で何を書くかという整理をされているかと思うのでそこら辺の結果を踏まえてですね、また、再整理していただいた上で提示いただければと思います。以上です。</p>
0:33:09	<p>テラヤマです。承知いたしました。規制庁の古作です。ちょっと。シャープ大会しになるかもしんないんですけど。そもそもこれ何のために作られ、いる資料でどうする必要があるのか、そもそもその目的なりが全然わからないんですけど。整理方法のところを書いてあるところでもうできていなかったっていうけど</p>

	<p>何でできていなきゃいけないのかとか、何が必要なかわからないから。作業内容としては何ともコメントはできないんですけど。何でしたっけ。</p>
0:33:53	<p>日本原燃の和智です。ここはですね、ポイントとしましては二つあると考えてましてまず一つは基本ロジックの資料にも記載生徒が補足説明資料にも記載しておりましたけれども、6月24日の文書を受けた対応ということで、英語の必要性が明らかにするところがあるところがちゃんとできていなかったということ。それからもう一つはですね、発電の工認審査の中でも、例えば第2回以降の申請する設備の工事の計画の概要というものが添付されておりますけれども、今我々その申請させていただいた申請書の中にはそこが記載をしてなかったということで、公募の工事書いて申請していく設備のその対応がわからない状態になっていたというこういう問題がございましたので、まずこの整理をした上で設工認申請書に、今後補正で追加をしていきたいというふうに考えてるところでございます。規制庁コサクです。全然わかりません。何で必要なんですか。</p>
0:34:57	<p>日本原燃者ですね。すみません事実関係だけまず申請対象設備というのリストを添付書類の頭につけました。その際我々1回の申請以降の設備に対しては、次回という書き方をして書類を出したところ、確かに来二階も含めたそれ以降の申請開示が明確でないということに対して指摘を受けてます。そのさらにもう少し速く相談したほうがよかったと思っておりますここまで引っ張り必要なかったんですが、発電の形態を見たときに、示すべきものがあるんじゃないかということの御指摘をいただいて、我々調べた結果として、大間等の発電所で来たその申請開示以外の設備に対する計画設備の計画、工事かな。設計の計画及び工事というのを、工事の計画っていうのを添付処理で示しましたのでそれと同じような形態で整理をしてはどうかということで、今回例示でつけさせていただいたような形に至ったということでございます。</p>
0:36:09	<p>規制庁コサクですけど、リスク等何個も同じようないっぱいつけてもらっても困るので、どうせまたミスるんでしょうから。ちょっと考え作業として考えて欲しいんですね言われたからやりますとかっていうのもやめていただいてですね。我々の言ったことで主旨が適切でないのであれば、手話対応として適切でないのであれば趣旨として、この方がよりわかりやすいし作業しやすいのでこうしたいと言ってくれればいいですし、まず何が必要なのかっていうことが語れないとそもそも申請者として成り立たないんですよ。我々が書いているのは、許可整合としてちゃんと一式申請しますよねと。いうときに、LOCAで言われた性能を達成するための機器っていうのが漏れなく出てくることという趣旨で書いてるので性能を書いてくれということでは全くないですよ。その趣旨すら分かってなかったら何の意味もないんで、こんな作業言われても何も言えません。さらに言うと、これまでも言われて言いましたけど、分割申請の記載の中で、設</p>

	<p>備の列記されてもわかんないんですよ。結局何でこの分割になってんですかこの会は何がしたいんですかっていうのがわからないので、従来の建設工事のときの分割であれば、施設名書けば順々にこの設備つくっていくのでっていうので、わかりやすいので、それでも十分なんですけど、今回の新基準適合の口実のそういうものではないので、同じようにしましたといって施設設備名かけますって言うのでは困ります。だからこそ審査会合とかで分割の考え方っていうの話をして。それぞれがどういう関係にあるのかっていうお話をさせていただいているので、そういう話をしている中でこういう資料出されても、やっぱりわかってないじゃないかっていう事ではないので困ります。ので一式考え直してください。以上です。</p>
0:38:15	<p>日本原燃西原でございます。ご指摘のことは理解をしました。確かにすいません。何をすべきかというところが、前例後が外れてましたので、我々としてやはり分割申請の計画も含めて設備を列挙してもやはり何を申請するのかってのがはっきりしないと、そもそも建設工認として請求しているかどうかも含めて説明ができないので、そういったことも含めて全体としてどういう形でお示しをするのが、我々が考えた分割申請の計画なりなんなりというのが明確になるのかっていうところをよく考えて必要な資料第何第体系も含めて整理をしたいと思えます。</p>
0:39:03	<p>規制庁コサクですよろしくお願いいたします。結局は技術基準適合の添付書類の最初につけていただいている表がそこを論じる場所だともとも思ってそこにまとめてくださいっていうふうにお話ししてましたので、その説明のポイントとして系統図色塗りとかがあつてと。ということで次の会合でもお話ししますけど、その上で、その内容が添付書類なり、理由書なり何なりというところで、申請書の体系の中でどう表すのが一番的確かと。いうことを考えていただければいいので。まず具がそろっていないときにですね体裁だけ一生懸命話をされてもあんまり意味がないかなと思っていてですね、まずはやるべきことってのちゃんと固めましょう。</p>
0:39:54	<p>よろしくお願いいたします。いやギリシャでございます。回帰しました。確かおっしゃって系統の色にもう系統としての機能性能の技術基準の適合というのが、その一つの単位ではあるのか他と関係するのかも含めて、ジャム整理ができると初めて説明単位として成立してるかどうかわかるようになると思いますんで。そことも含めて全体をちゃんと好き考えるべきことを考えて整理をさせていただきまます。ほか規制庁側から確認事項はありますか。</p>
0:40:37	<p>はい。</p>
0:40:39	<p>はい、それでは共通 0 用について資料の修正、今後の見通し等の説明を原燃からお願いします。</p>

0:40:49	日本原電の和山です。こちらにつきましては、今前段仲間さんからお話はいただいたところでありますけれども、まず何をですねというような考え方で申請していくのかってそれでそのために必要な資料何かというところをきちんと考えた上で、本当に必要な補足説明資料はないかというところできちんと整理をした上で、この疲労とするかというところを改めて検討させていただきたいと考えております。
0:41:25	規制庁コサクですけど念のため申し上げますけど、補足説明資料の構成としても意味がわからないっていうコメントですので、この資料こうしますとかっていうことではなくて、先ほどの項目でもう基本設計方針の説明について、構成も考えるということでしたので、本件についてももうあの機器抽出の考え方の補足説明資料、との関係も含めて全体構成考え直していただけたらと思います。変える変えないは 50 ですが、こういう議論にならないように準備を進めてください。以上です。
0:42:02	日本原燃の山内です。承知いたしました。
0:42:12	はい、それでは次の議題に移ります。次は共通 17、申請対象設備等耐震重要度分類の関係について、本件については 3 月 5 日に提出された資料に基づき、日本原燃から説明を受けます。出席者の変更は、
0:42:33	はい。
0:42:34	日本原燃の山路です。出席者に変更はございません。はい。
0:42:40	それでは本資料についての目的説明範囲達成目標を説明してからの説明を開始するようお願いいたします。
0:42:51	はい、日本形態がやっぱりこちらの資料につきましては、3 月 5 日に提出させていただいた資料だといいます。内容としましては、2 月の 18 日に一度お出ししておりましたけれども、そのときいただいたコメントを踏まえた改定という形になっております。2 月の事務のうちといったコメントですけども、大きなコメントとしましては、今のこの申請対象設備のリスト、それからもう一つ、添付書類設工認申請書の添付書類つけております耐震重要度分類表、ここの整理とこの紐付けを行うことという御指摘をいただいておりますけれども、前回もお出した資料 1 方向のみのひもづけとなっていて双方向の紐付けができていないということで御指摘をいただいております。それを踏まえまして、今回設置申請対象設備のリストに対して体性重要度分類表との関係を明らかにしたというこういった修正を行っております。それからもう一つコメントといたしまして、重大事故対処設備に関する記載がないということも御説ご指摘いただいておりますので、そちらにつきましても、黄色の中に反映をしたということで、ノ区域の各機器に対する耐震クラスが高いそれと重要度分類表と紐付けを整理をしたと、こういう資料になっております。御説明は以上です。

0:44:15	はい、規制庁側から本件について確認事項があればお願いします。
0:44:23	規制庁上出です。前回のコメントの一つとして、今回の資料だと答申の5ページに最初に表がありますけど。この表の耐震設計の欄ですね左側は大きく分けて左側の一番右端の列なんですけど、ここの凡例が本文の設備リストの反映と、計画あっちシステム汚染という話をしたんですが、ここは直さない今の記載のまま、そういうことなんでしょうか。
0:45:07	はい。保険での山路です。この欄につきましては、耐震クラスそれから波及影響とか、その耐震性の評価ですね、これを含めた記載ということでまとめておりました。ただし、それだけのところ具体的にどういう耐震クラスなのかとかですね。それから7-8 影響評価をするかというところは見えづらいということで欄を設けましたので、現状がこの耐震設計という欄に含めましてはこのままにさせていただきたいなというふうに考えております。
0:45:42	規制庁上出です。そうすると本文と添付のひもづけを確認するときに行ってこの補足説明資料を見ないとわからない申請書になっていくということですか。
0:46:26	規制庁込みです聞こえたコサクすみません。はい、申し訳ありません。聞こえております。どうぞ。確かに今の現、現状の設工認申請書になりますと、重要度分類表というところで、耐震クラスとそれから評価って載っておりますけれども、ここの耐震設計と耐震クラスとそういうことを評価を行うことというのは確かに水がないということになっております。ここにつきます。ちょっとこの補足説明資料の中でご確認いただきたいなというふうに考えておりますが、よろしいでしょうか。
0:47:02	一応コサクです。趣旨がわかってないのもうわからない人はヒアリングこないでください。作業もしないで結構です。社内での役割分担なり業務の分担とかもあるんでしょうけど、我々との対応は我々の会派で理解してくれる人じゃないと話が進みませんので、よろしくお願いします。大久保さんよろしく申し上げます。少なくともですね、我々は補足説明資料見ますけど、基本は申請書なので、申請書でちゃんと作ってないものを補足で何とかしてくださいって言われても、先ほどの本文書くか書かない問題と一緒に、申請書をまずちゃんとしてくださいということです。耐震重要度とかの関係でいうと、基本設計方針の耐震のところとかっていうところの耐震重要度分類と個別設備の設備リストと添付のほうのリストということで、いくつかに跨っているのもそれぞれなんで同格のっていうそれぞれの趣旨を整理をして、それぞれの書き方をこういうふうに関連づけますと、いう考え方を1枚書いてくれればそれで。するんですよ。この説明資料って。そういう問題点の理解しないでこんだけやったらいっぱい分類整理していましたなんていう資料を持ってこられてもですね、作業してる人がかわいそうではないんですよ。そちらが無駄な作業で残業もいっぱい指定

	<p>疲弊するということを頑張りたいんだったら 52 と図ですけど。我々そんなことは求めてませんので、その点も含め、指示命令系統として適正化されたいかと思います。以上です。</p>
0:48:59	<p>日本原燃の項でございます。ちょっとこの資料の趣旨の説明がこれ何でこういうものを作ったかっていうところも含めて、ちょっとうまくお伝えできてないところもありましたけれども、本来あの申請書に書くべきことを補足説明資料で説明するからというようなちょっとずれた回答してしまって申し訳ございません。申請書に添付する設備、設備リース等は少し情報も見せ方を含めてか、データとしては社内のデータがかなりのデータが集約できておりますので、それを申請書に添付する形でどういう項目を立てて出すのかというところは、改めて検討したものを御提示させていただきたいと思います。その上でこの耐震設計のところにつきましては、申請前にこの耐震設計として、こういう書き方をしたいんじゃないかというふうに我々当社としてはこういうふうに受けとめて申請したわけですけども、耐震重要度分類との関係というところが逆にわかりにくくなっているということを踏まえても含めて、申請書に添付するもの見せ方は、検討した上で提出させていただきたいと思います。</p>
0:50:15	<p>規制庁込みですと表の高い売り込み可能フォーマットについては検討いただければと思います。重要度分類表とあと本土設備リストとの対応わかりやすくと特には本文添付の対応わかりやすくということなので、その1ひとつの欄に耐震設計の情報をどうしても書かなきゃいけないということでもないと思うので、典検討いただければと思います。その点で、さらに表をですね、すべてを見ているわけではないんですが、情報が不足しているところが多数あるのでですね、幾つかその点確認させていただいて、資料の充実とするようにしてください。まず例えば、5 ページ目の番号で言うと、8 番。これは常設。傍線パケット</p>
0:51:30	<p>はい。</p>
0:51:31	<p>規制庁上出ですけど今聞こえてますか。日本旅行です若干音声途切れましたが、聞こえてますかという声は聞こえました。</p>
0:51:41	<p>それはそれでは減っ等、まず具体的に幾つか不備のあるところをお伝えします。5 ページ目のナンバー8 の傍線パケットという設備の欄はですね、すべてこれバーになってるんですけど、これはどういうことなのかちょっと教えていただけますか。規制庁上出です。聞こえてますか。宮銀の石原です。聞こえております。ちょっと確認をさせていただきたいと思いますお時間いただいて後でイトウ今、今ここで回答いただきたいわけではなくて、やはりそういうことが何故かとわかるようにちゃんと作って欲しいということなんですよ見ていて単純に疑問に思うようなところか多数あって、例えば、このNo.8 もそうですし、その下の</p>

	配管がですね、これほか、AとCクラスとなっているんだけど、重要度分類表だと、そこがバーになっているということなんでこれをまず基本的には重要度分類表だけではなくて耐震重要度分類っちゅうのは、基本方針等をちゅ基本方針が使って、そのうち主要なものを表にしてるといことなので、表にないものはないものでもちゃんと基本方針が、記載されているので、争点の関係性をちゃんと書くようにしてください。
0:53:40	はい、表記にさせていただきますが、理解しましたがおそらくバーになっているのは、稼働するものとか、固定式じゃないものっていうのは耐震クラスがつかないの、そういうものも含めて、なぜそうなのかっていうことを示している理由がわかるような形で整理をします。
0:54:00	規制庁上出です。今の8番の件もそうだと思っていて、とは言ってもbarすべて、そういうそういうものがバーで示されてるかっていう場合にもいろいろ意味があると思うので、ちゃんとわかるようにしてください。あと長くなるのもう1点だけ、話をすると、これ同じページのNo.15ですね。燃料移送水路とこれはSクラスとしているんだけど、耐震重要度分類表のところに／があるというところで、これはちょっとどういうことなのかなっていうふうに思ってますので、こういうところですね一つは、乙皆さんでちゃんと潰していただいて、きちんと備考欄とこを使ってですね。理由が説明できるようにブラッシュアップしていただければと思います。
0:54:58	日本原燃者でございます。おっしゃる通り、表として確認は意味があるはずなので、そこは適切にちゃんとあるべき姿で展開されてるかどうかというのがお示しできるようにチェックをした上で整理をしたいと思います。
0:55:16	規制庁込みですよろしく申し上げます。あと最後なんですけど、MOXと再処理で表のフォーマットが違うんですけども、この決済っていうのはその意図的なものなのか、MOXの今後再処理に合わせるとかその辺どういうお考えでしょうか。
0:55:36	日本原燃者でございます。まずは合わせられるところ合わせたいと思ってはいます。あとはイトウしたものかどうかという意味でいくと慣例に意図したものではありません。ほとんど倍になってしまうっていうのもともと持っていたので、書かなかったの音声に行かなかったっていうのが実態でございます。ただ、やった結果そうだったのかというやる前に、おそらくそうなるだろうということを考えて合わせに行かなかったところもありますんでそこをもう一度整理場をちゃんと見た上で、合わせるべきものなのかどうかっていうのを正しく整理をしたいと思います。
0:56:12	規制庁カミデさんMOXの場合は平成の施設で地震起因とか云々っていうのがないのでその点再処理と違って、兵庫簡略化できると。そういうことなら

	<p>そうそういう説明。でもいいので、どういう考え方なので、こういうフォーマットにしてるかという説明できるように整理した上ではまた資料修正するようにお願いします。</p>
0:56:42	<p>日本原電者でございます。確かに重大事故の起因で、地震以外の内的みたいなやつだけでもこれのSMないので、そういう意味では、常設重大事故たい設備DBA機器の場合は一定にSsコマ関係が一對一になるので、あまりそういう意味で、再処理ほど複雑な整理にならないということもあって、そうしたところもありますので、そこも含めて整理をして説明できるようにしたいと思います。</p>
0:57:10	<p>規制庁上出です。私のほうからは以上です。</p>
0:57:16	<p>規制庁コサクです。今の点なんですけど、もともとですね設備リスト等を話をしていた元はですね、類型化なんですよね。一石並べた上で、それがどういう関係にあって、いつ何を申請すると。どれだけの説明をしたことになるか、効果的な申請になるかということのために記号とかもつくられてということなので、今の点もですね、バーの話をいろいろと内容があると、それを考えて整理をしますっていうことなんですけど、この表を作るのに一生懸命やるとまた半年かかるような議論になるので、そうではなくて当時からも言ってたんですけど。添付書類、補足説明資料でロジックを立ててちゃんと説明することという対応の中でですね。こういうものはこういうふうな対応でっていうところが一つ一つほぼブースされていて、明確になってということだと思っていて、一つ一つといったものがこの中で記号で表されていくと。いうことだと思うので、これも先ほどと同じようなことなんですけど、この作業っていうのだけで固執して作業するのではなくて、耐震設計の全体としての対応の中でどう位置付けられるのかということを考えて、その中で符号で符号という活動ですね、添付書類なり何なりで、こういう設計方針のものという類型ができたなら、それについてこの表でこういう記号で書いていきたいと思います。というような対応とかですね、バラバラとして対応して説明してちょっと違うよこっちと違うよというようなことにならない作業方針で対応してください。よろしくをお願いします。</p>
0:59:11	<p>日本原燃石原でございます。確かに作ることに目的になっている意味がないので、そこは全体考えた上で作業は進めたいと思います。</p>
0:59:28	<p>規制庁側からほかに確認事項ありますか。なければ共通 17 について指摘事項の確認等それとそれに対する対処方針とそれと見通しをお願いします。</p>
0:59:56	<p>保険の構成でございます。今、今と共通注 7 の資料につきまして、そもそもこの資料で体がどういう目的で何を整理したいのかということのを改めてちょっと検討した上で、ちょっとこの資料をつくることで、どんどん視野が狭くなって深掘りしていくような形で周りが見えていなくなっていたところもありましたので、コサ</p>

	<p>クさんからもご指摘あったように類型化という観点は当然ながら視野に入れて整理しなければならないと。いうことを改めてちょっと必要だなということがありました。それから添付書類といいますか設備リストとして御の耐震設計ですね、この部分の表記ということに対してどう対応していくかというところを改めて検討させていただきます。対応。方針といいますと時一般につきましてはちょっとこの場で即答なかなかしづらいところもありますが、どういう整理をしていくかというところは早目に検討した上で、またヒアリングの場で御説明したいと思えますのでそれは今月中に何らか整理をして御提示したいと思えます。以上です。はい。</p>
1:01:15	<p>原燃の対応方針について特に規制庁から何かあれば、それではないようですので次の議題に移ります共通 1Q核燃料加工建屋の既認可からの設計変更に伴い評価条件が変更となる添付書類について、本件についても 3 月 5 日に提出された資料に基づいて、日本原燃から説明を受けます。最初に本資料の目的説明範囲達成目標を説明してから内容の説明をお願いします。</p>
1:01:55	<p>はい、日本原燃の阿保でございます。それではこちらの資料について御説明いたします。燃料加工建屋につきましては新規制基準施行前に新しい事業許可に基づく設工認申請及び認可を得ておりますので、この新規制基準を受けた設工認、すみません、金かからの変更事項に対して申請すべき事項抜けなく申請する必要があるとかそういったことから、燃料加工建屋の機器に係る変更点を整理いたしましてそれらが設工認申請に対してどのような影響するかという事項を表した洗い出した資料となります。それでこの変更点ですけれども、建屋の増設及び開拓の変更をかけこの変更排気塔の位置及び高さの変更といったこの 3 点が挙げられておるが挙げられます。これらにつきまして設工認への影響を洗い出した結果といたしまして添付書類のⅡの放射線による被ばくの防止に関する説明書、それと添付書類 3、ここの耐震性に関する説明書添付</p>
1:02:58	<p>はい。</p>
1:02:59	<p>が倍とするというところで、結果といたしましてはこれ薬の変更があるというところで整理した内容となっております。あと説明は以上となります。はい、それでは、規制庁側から確認事項があればお願いします。</p>
1:03:32	<p>規制庁中ですけど、この資料を補強中実中級ですか。ちょっと国庫これだけなのかって言うか変更という観点でとこだけなのかって感じもしないでもないまま、</p>
1:03:51	<p>ちょっと表。</p>
1:03:52	<p>評価条件が変わるとか結果こう変わりますっていうのがそういう結論になりますけど。全国としてはそのまで本文として何がどう変わるのかっていうのは</p>

	あんまり整理されていないような気がするんですけどそれは、整理されているんでしょうか。日本原燃の阿保でございます。
1:04:26	今回、この整理としては添付書類に対してはどのような変更があるかというの も、まとめたものになりますけれども、本文といたしましてはこれらの変更点に 基づいて使用表はそちらのほうが変更で変更があると聞いたところの確認をし ています。規制庁中です。
1:04:51	そういう意味で同一にこの項目に限らずですね、その何がその本文なりスクの 強制警報はほぼというその基本設計方針なりですね使用というのが変わっ て、それに基づいたもの、変更内容であればそれはそれに基づいて評価をし てもらってというだけのような気はしますけれど、
1:05:12	アプリ以上です。規制庁の田尻ですけど、ちょっと趣旨を確認させてこれでそ もそも何を説明して改めてつけたんでしたっけあの先ほど中側伝えた通りの設 計変更すれば別に前後出て設計変更したことなどがわかるようになっていて、 收費だったらそうってますし、設計方針だってそうであって、本部が変わりは 当然添付だって影響受けるし、それで影響を受ければ細くだって別に変わるっ ていうのは当たり前流れないような気もするんですけど、これもれなくっていう ところを説明したいとかそういうことなんですけどなんかいまちょっと評価 条件が変更となる添付書類についてっていうのは、やっぱり上流から普通に 流れてくるものをいきなり何か添付書類についてという形でちょっといまちこ の説明振りがついた流れがよくわからないですのでちょっとまずキーですか。
1:06:09	日本原燃者がございます。事実関係の経緯から御説明をまず単純にします と、耐震のほうで今耐震のモデルも含めていろんな計算の話をときに、MOX 燃料加工建屋ってそもそも設計変更しているんじゃないかと、その辺を切り方 との関係でどういう部分が変わったのかという事実関係をまず確認したいとい う御指摘がありまして、耐震の補足説明資料のどこにですね、入れて、そもそ もこれ説明したんですが、とはいえ、我々としてももともとこの設計変更って いうのが耐震だけに特化なのかお考え添付書類も影響ないのかも含めて一連ち ゃんと整理して説明すべきではないかということで今共通側にシフトして、今、 説明をさせていただいているというところでございます。
1:06:58	規制庁田尻です。耐震のほうの流れからというのはわかったんですけど先ほ どもお伝えした通り設計変更があればその説明をするっていうのはどの説明 書であること的设计方針などがほぼ当たり前で当たり前のことができそれぐ らいの位置付けのものっていうので理解をしました。規制庁上出です。
1:07:26	耐震のほうで設計変更どういうことになって評価条件にどう反映するかって いう話は聞いてました。遠いですね耐震で確認しなきゃいけないのは、この変更 点だけじゃなくて、新規性基準で基本設計方針変わってるんでその辺あいまっ

	<p>て明確にするってということなんでこの説明だけで耐震のほうの説明が終わっているわけでもなく、耐震のほうで、基本的に既認可からの変更点という形で網羅的に確認することになるので、この資料自体が耐震のほうの、何か一つの答えになってるかっていうとそういうものではないと理解してます。単純に変更点がただ消されているというものとわたしは理解してますので、特に当初ということはないですかそういう受けとめの受けとめです。</p>
1:08:35	<p>規制庁コサクですけど、耐震についてはここに説明する補足説明資料もつくられているので、そこで説明が入るんだと思うんですけど。今回あったものを添付書類のものについて結局どうするつもりなのかってということがよくわからないので、改めてちょっと説明いただきたいのと、あとそもそもこれ言われる前からですね、添付書類は基本的に一式つけて影響ないなら影響ないと書いてくれと。いうことでお話ししていたんですけど、それとの対応関係で一体今どういう状態になっているのか。ここの項目をどの程度を添付書類で説明するつもりなのか。っていうのが全くわからないんで、説明をお願いします。</p>
1:09:29	<p>はい。日本原燃の阿保でございます。こちら耐震のほうに関しましては個別の補足説明資料を用いましてゴソツ今後御説明させていただきます。あと添付書類の放射線の被ばくに没水の防止に関する説明書、こちらにつきましてはこの点につきましては使用表等で示してその中で、変更点を踏まえた評価結果というのは添付書類の中での説明。ということになります。添付書類4の航空機の防護に関する部分につきましては、こちらにつきましては評価の一部が削除されているというところで、こちらにつきましては添付書類の記載が一部変更になっているというだけになります。</p>
1:10:18	<p>規制庁コサクですすみませんそれは書いてあるからわかるんですけど、添付書類として、例えば被ばくでしたら評価一式をやり直すってということなんですとかそれともこの部分の変更。がありますと話をして、部分的に説明をするつもりなんですか。航空機も評価結果を削除するって言われますけど、どう削除するのか。また全体としてどう結論をつけるのかって言うこの添付書類の作り込みというのはどうなってるんですか。そういったところを全部見させていただきたいんですけど。</p>
1:10:59	<p>はい。日本原燃の阿保でございます。こちらの添付書類につきましては変更点のみの説明ではなくて、一通り評価の仕方からただ含めて、一通りの御説明となっております。添付書類4の航空PPに関するものにつきましては兵庫県評価点としては複数点。</p>
1:11:25	<p>日本原燃西原でございますそこもどういう位置付けで添付をつけてどういう説明をしたいのかというのは、この変更点の整理の中で紐づけて添付書類とし</p>

	て日本原燃の申請した位置付けってのを整理をさせていただいて御説明させていただきますと思います。
1:11:45	規制庁コサクですよろしくお願いします。この資料で説明するというよりは、それぞれの評価が添付書類評価項目ごとに補足説明資料を作って対応するという方が内容としてちゃんと説明ができると思いますので、先ほど耐震具体的には耐震の補足でっていうことと一緒に、それぞれ整理を進めてください。よろしくお願いします。日本原燃者でございます。承知いたしました。
1:12:21	ほか規制庁側から確認すべき事項ありますか。それでは、共通 1Qについて日本原燃から指摘事項の確認、またそれに対する対処方針統制とスケジュールについて説明をお願いします。
1:12:44	はい。日本などでございます。こちらの資料自体というよりもそれぞれの添付書類の補足説明資料、こちらのその中でそれぞれどういことを説明していくのかということはいっしょに整理するということで、全体の説明方針を検討いたします。
1:13:10	はい。
1:13:11	それでは次の議題に移りますと次は火報ゼロに火災区域の配置を明示した図面括弧再処理施設で本件は 2 月 26 日に提出された。
1:13:28	軽重田尻です。火災に関しては何か 1 個 1 個の資料言われて今ねとか図面だけでしかなかつたりするんで全体的に何かこんなことしましたよっていうのをざっくり説明していただければ十分かなというふうに思っているのと、あと、基本的に去年MOXのほうの全体のロジックの話を聞けばいいかなと思っっているのでまずMOXの話していただいっていうぐらいでいいですかね。
1:13:51	4 名の項でございます。承知しました。ええと火災関係ですね、再処理とMOX一応担当者といえますか出席者を先に御紹介させていただきます。まず再処理のほうは千田山本、鈴木でございますんでMOXのほうは石原稲場、岩手営利な妻と。いうことで対応させていただきます。そうしましたらもいつもこう先に御説明させていただきます。
1:14:17	日本原燃石原でございます。基本ロジックのサーバーの資料の 7 ページ目に第 1 回の申請における火災防護に関する基本ロジックというので、お示しをさせていただきます。こちらにつきましては、今まで御説明第 1 回の申請範囲が一体どの範囲なのかというのが成功明確に示せてないという我々の不備がございましたのでその辺をいま一度整理をさせていただきましたということでございます。そういう意味でまずは燃料加工建屋が対象ですのでその燃料加工建屋を対象としたときに何を申請するかというのは、全体として基本方針としては、丸の二つ目でございます。丸の三つ目に書いてありますのが何を対象とするのかということということを書いてます申請対象としてここですということとさら

	<p>にで書いて、でもこれも説明としては必要なものも今回あるので、それを対象とするということでございます。その申請対象に対して先ほどの共通 01 の範囲でありました共通的な基本方針というのは、最初の技術基準を説明する申請書の中で、一通り説明するというので、生まれの四つ五つ目ですかね、のかどう書いてございます。先ほどありました共通 01 での議論もありました系統分離ですとか、の話の詳細設計ですとか、あとはちょっと具体で書いてなかったですすいません壁貫通のやつも含めて設備と関係するものについてはかった設備を申請する開示で製品の申請をさせていただきますということでございますという意味で、それぞれの今まで御説明してきた補足説明の中での展開をそれぞれ株を 1 から順番に書いてますが、今まで説明していることからこの申請対象を整理したことによって変更があるのが 1 点ありまして、火災区域の境界の扉、阿部についてはすべてを申請対象として短時間大会の説明をしまして扉については一部だけを説明対象としてたんですが、切り分けが火災に関してはやはり建具として考えた場合には扉も火災区域の境界になるものについては、一通り今回説明する必要があるだろうということで、いま一度整理をさせていただきます、協会の壁、扉に対しては、必要なものを申請対象として説明を今回第 1 回の申請範囲として説明をさせていただくということで整理をし直しました、その関係で一部基本設計補足説明で変わりますのが家ボール 08、のところでは以前は一つの扉の試験結果だけお示したんですがこれ複数の関係するものすべてを今回の新対象にした上で全体を示させていただきますということで、° 逆に本日お出しをしたの本日説明する資料の対象では対象がこれではあっておりません、本日逆本日以降ですすいません速やかに対象を変えて明確な補足説明資料として出し直しをさせていただきたいというふうに考えてございます。説明は以上です。</p>
1:17:34	<p>規制庁の田尻です。最後の放熱よりも、ちょっと順を追って生かしていただければと思うんですけど、まず今回の申請のMOX燃料加工建屋といった時にそれからとりあえず火災の話として、何ものさすかという意味で言うと、今のお話だと。火災区域を構築する壁に壁とか扉とかにあって、かつ区域を強化の構築するものであっても排気系であるとか貫通部の配管とかダクトとかそういうものは個別の設備のほうで説明をするので、そこ除く火災区域を構築するものについて説明をするとかそういうことでいいですか。</p>
1:18:11	<p>日本原燃白井でございます。その通りでございます。</p>
1:18:15	<p>規制庁田尻ですというわけで先ほど扉とかで抜けがあったとかそういう話をされたかと思うんですけど、正直ですね、どこの扉程度このかけかっているのがわかりづらいところもありまして今 3 時間以上は火災区域の境界の話をされたんですけど。じゃあ火災区画とかはどうしたんだとかっていうのもあったりする</p>

	<p>し、ここの今のロジックの紙で出されてるやつの中で四つ目の丸のほうの話で系統分離の要件の話もちよっと説明しますみたいな話が若干出てきていて、これの位置付けがちょっとわからんところがあって、要は今回は建屋の壁とかそういう形になっているやつがそのまま影響軽減のための3時間耐火の壁とかそういうのになっている場合というのをされているかと思うんですけど、その部分だけは今回影響軽減にも踏み込んで説明をするということですか。</p>
1:19:04	<p>いよぎん社です。今お示してロジックペーパーの状態ではその整理でございました。</p>
1:19:12	<p>規制庁田尻です。そうした場合に、結局全体の話に関わってきてしまうんですけど今五つ目の丸とかで置いて基本方針全体像を示しますよって言ったときに、例えば発生防止って言ったら、不燃性材料または難燃性材料の使用とか少し中身に踏み込んでグレーの標的方針が示されているイメージを持っていて、計で、他方で、そのあとの感知消火とか影響軽減提供設計方針としてはフルパッケージのものが今回は本文としてはフルパッケージのものが今回申請としては示されるイメージでいいですか。</p>
1:19:45	<p>日本原燃シェアでございます。そこはすみません我々の整理をちゃんと示さなきゃいけないと思ってまして、感知消火みたいな設備が具体で出てこないものについては感知消火の基本設計方針のうち、共通的な基本方針と示してる部分。については今回対象として出して、それ以外感知消火の設備に特化した具体の設計に展開すべき事項がある場合は、その設備が出る開示で出すということですみ分けをしたいと思ってます。</p>
1:20:16	<p>規制庁たりです。今の感知消火の話で感知消火は壁に全く関係ないですっていうのでわかりやすい気がするんですけど、であれば先ほどお話に出てきた影響軽減をどうするかっていう話に出てくるんですけど、今、先ほどの四つ目の丸のさらにの話を見ると、要は影響軽減の話が出てくるので。要は、影響軽減3時間耐火の部分だけですっていうふうに言うと、それ影響軽減の説明には多分あまりやらなくて、影響軽減がザーッと話をしていく中で、最後、3時間耐火の話1時間耐火プラス自動消火6m離隔プラス1自動消火とかって話に流れてくるんですけど。</p>
1:20:49	<p>影響軽減に関してはどこまで示されるイメージですか。日本原燃社内でもございます。そういう意味ではすみません私の整理がうまくなかったんです。影響軽減についても、そこまで含む降雨で基本設計方針も含めて展開できているかというとその整理にはなり切れないところがありますので、そこは、本来今回示すべき対象が何なのかという整理もした上で、設備との関係で示すほうがいいものは設備側でということの先ほど前提条件も含めて対象もう一度整理をしたいと思います。基本的にはあまりそこも今回のところで踏み込んでというより</p>

	<p>は設備で、の構成も含めて説明すべきところは設備側でというのが基本的な考えでございましたので、その関係で、いま一度再整理をしたいと思います。</p>
1:21:35	<p>規制庁の田尻です。ちなみになんですけど、何かこのや何か全般としてなんですけど、分割しようとするほどなんかその節整理に時間がかかっていく気配もちょっと漂ってはいて、何かから相当出せるものを、いや、ちょっと感じ消火はちょっと個別の設備の患者の感知設備とかっていう形になれば、別枠かなっていうイメージあるんですけど。なんかで3時間耐火を示すだけの影響軽減説明しましては1時間耐火を示したじゃんということも若干思うところがあって、何か示せるものをある程度示したほうが結局楽になる経費もするんですけどそのあたりってというのはね今原燃として何か無理くりこの部分だけっていうふうに説明するほうが楽なのか。内容はこの整理を綺麗にした上で、この部分だけ出すっていうふうな方が楽だと思っているのか、何か余計な手間もかかってしまっている気がするんですけどそのあたりってどんなふうに考えておられますか。</p>
1:22:28	<p>電源車です。生理学を持ち込まなくてももっと単純に説明できる範囲があるんであればそれはその整理もありだと思んですが、基本設計方針の考え方なり、テンポとのひもづけ全体通して説明する全体のなっております通り、いうお考えたときに、系統分離例えば系統分離でいくと、3時間耐火1時間耐火後6mの離隔とかっていろんな手段があってその手段それぞれを個別に切り分けて説明をしたほうがいいのか、それとももう全体のスキームの中で説明したほうがいいのかどちらがいいのかっていうのも含めた上で、考えるべきかなと思ってました。そこはそういう意味で、ちょっと変に先取り変な形で、先ほど御説明してしまいましたが、やはり3時間耐火というのを1時間も含めて説明するという設備との位置関係も考えた上で説明が必要だということであると。思ってますので、設備側の配置なり設計っていうのを示したときに、それも含めてお示しをする方が設計の説明としては合理的じゃないかというふうに考えております。</p>
1:23:40	<p>規制庁の田尻です若干、多分です話は今限らなかったのがとりあえず本文から行きましょうか、基本設計方針としてっていう意味だ洞爺湖ベント設備の個別なんか独自の感知設備みたいな真似っていうから鮎のマーケットわからんところがあるんですけど、設計方針っていう意味で言うと、何か巨大で示されちゃうと思っはいるんですけどそこをもう一部しか示さないんですけど。なんか今先ほど出てきたやつってどっちかで具体の設計の話になっていると思っはいてそれぐらいの設備が定まってもらえるようにそれ示せないだろうっていうところがあるのは理解をしていて、要は本文とかで無理くりでは一部だけ</p>

	<p>示すほうが面倒くさいとかいると思っていて、個別設備とか補足説明資料になると効率に関してはこういうふうに離隔してますが1時間耐火当たったり自動消火の位置はこうですとかっていうのは当然出てくるんで、それはまた別問題としてあると思ってるんですけど、まず前提として一式示したほうが綺麗なところっていうのはあると思ってるんですけど本部に関してどこまで分けようとしてます。</p>
1:24:37	<p>責任上の会社がございましたら、ちょっと待ってください。規制庁コサクですけど、参考までに申し上げますと、RFSなんですけど、今回の申請は、電気設備だけなんです。なんですけど、共通の基本設計方針は一式出してますその中身を見ると、キャスクでこういう安全機能を保ちます。ということがいっぱいあって申請対象設備としてはキャスクがないのにいっぱい書いてありますですけど、キャスクで保つから周りの設備はこの機能について持たなくていいよという、ベースになるので、それは申請としてあってないと、逆にこの設備についてこの条文適合言わなくていいのということがあるので書いてあってもいいのではないかということでこちらからは、回答はおかしいというようなことは言ってません。それは今日の前半のほうでの補足説明資料というお話でもバーだったり参画だったりというようなところについて、不要だということも含めて記載することもあり得るんじゃないのかっていうお話をしたことに繋がります。なので、あまり固執して考えてもですね、良くなってくって無駄無駄っていうとすいません語弊がありますかね。無用なんていっぐらいかな。</p>
1:26:04	<p>作業量だけが増えてしまうということにもなると思うので、その点は考えていただいたらいいかなと思います。方針として述べた上で、このでその方針に基づいた設備は具体は、第何回で提示しますと、そこで、この方針に基づく具体的な設計内容については提示しますということで全然問題ないので、その面、そのことを添付書類で変えてくれっていうのはもともとお話したことですから、そういう保管での運用状況も念頭に置いてですね、もう少しフレキシブルに考えていただいてもいいかなというふうに思ってます。その上で、石原さん何かあればどうぞ。</p>
1:26:45	<p>日本原燃者でございます。私ども時でも出したいと思ってるわけではなくてですね、やはり基本設計方針の添付書類の組み合わせをどうするかっていうところで、詳細設計を展開するときでないと、具体の添付書類側の詳細設計の展開評価。やっぱりが書けないところがあったので、第1回でどこまで出すかと、基本設計方針を変えた限りには基本添付書類、次の添付書類があって、その評価内のストーリーがあってっていうことが考えてましたので、その第1回のスキームが範囲をどこにするかっていうのを、整理を大分したところがありましたので添付書類以外での書き方とか、添付書類でその具体の設計側で</p>

	<p>示すってということでお断り書きをした上で飛ばすとかも含めてですね、いろんなやり方が多分あると思いますんでそこはある予算の状況を聞きながら、やり方を整理をさせていただきたいと思います。いわゆる設計の前提になるところが当然基本設計方針当然国家が書いてあるので、それが当然ある程度のタイミングで前のほうで申請されてそれをベースに詳細設計今後展開していきますってことになるので、そういう意味では、やり方URのかなと思いますけど、ちょっとその観点で整理をさせていただきたいと思います。</p>
1:28:02	<p>規制庁コサクです。よろしくお願ひします。一応申し上げますと、基本設計方針で具体の設備がまだないのに書くといつてもですねそれは許可成功の観点から審査をできますので、その具体はいつです。ただ、第2回第3回ですと言っても、ただ今回の基本設計方針に基づいてやりますという宣言ですと、言っただけであれば構いませんので、そういう所であつ基本設計方針の中で実は具体を提示するときにはもうちょっと本当は方針を変えたほうがよかつたみたいなときには、そんな時に追記いただくということで、それを前提に審査をしますので、本当は書かなきゃいけないのに書きにくいとかっていうのはあまり気にしないでいいかと思ひますし、そういう前提で申請しますというふうに言っただけであればいいかと思ひてます。ご検討お願ひします。</p>
1:29:01	<p>日本原燃者でございます。やっぱり理解しましてその方向で整理をさせていただきます。</p>
1:29:18	<p>あとほか規制庁側から確認事項はありますか。規制庁コサクです。それでですね、ちょっと今の話も結局最初のほうの話との関連もあるような気がするんですけど。</p>
1:29:59	<p>モス、</p>
1:30:01	<p>どう進めていきますか。</p>
1:30:06	<p>荷揚前者でございます。今まさしく私はそう思つてまして共通01の中で、第1回の申請範囲という整理をしましてこの中で、随契添付の中で、基本設計方針をどこまで書くか、あとその設備申請書の音の出てる設備と技術基準と記号とか詳細設計を説明するタイミングとの関係で、おそらくどういう展開をするかというのを整理できると思つてまして、それを踏まえた上で、第1回、例えば書いた基本設計方針でどういう目的で書いているのか。これはこの後出てくるものとの関係でここまでの範囲になりますとかですねそういう整理ができるかなと思ひますので、ちょっと強風01のことも考えながら全体ちょっと整理していきたいと思つてます。</p>
1:30:55	<p>規制庁コサクです。よろしくお願ひします。今の今まで話し見るとやっぱりMOXの火災とあと両方の溢水ですかね、そこら辺を題材にどう扱うかというのを話をしていくと、全体としてこうやってけばいいよねというのが、わかつてくるよ</p>

	うな気がするので、その辺り全体を見通して提示をいただければと思います。よろしくお願ひします。日本原燃者でございます。了解いたしました。
1:31:28	規制庁田尻ですのレンタル行く話は多分あったのでそれちょっと途中、基本的にはなんか無駄にタブ検討するよりもざっくり示す部分が示したほうがいいかなというものはとりあえず言うておきますと、個別設備資料の話なんですけど、先ほどのお話だととれる図面はカバーすべてには試験結果のやつは変わるでいいでしたっけ。どこまでちょっと個別のやつを挟在するかっていうのでちょっと
1:31:55	確認したいんですけど、試験結果は今のやつが増えますということです。すみません日本原電者です。
1:32:04	規制庁田尻です。何で先ほどお話出たかもしれないんですけど、本来であれば別に図面のところにどの扉とかどの壁がすべて対象ですっていうふうに明示してもらわない必要もないんですけど、今回申請範囲によって分けたりするC壁でもう今回の申請の対象になるか別途次回以降に対象となるため、影響軽減用の壁と全く現れたりする可能性があると思っいて、少なくとも図面上で、今回申請と対策これですよっていうのがわかるような補足っていうのは用意していただきたいというのが一つ。例えば火災耐久試験とかに関してなんですけど、防火扉なんで多分こういった試験値かなとは思ってるんですけど、例えば別に先行例がすべて正しいというふうに思っいてるわけじゃないんですけど、防火扉という形になるので色という結局最後は切れなければいけないというところもあると思っいて、防火扉に関して先行例とかだと裏面を求めるという可能性や入口側いろいろっていうか共通である側とない場合は確かに両方やったりするとかの例があって、その趣旨は何かっていうとちょっと部分の影響を受けるかもしれないっていうのがあつたんだと思うんですけど、試験結果で結局その部分だけ難燃性に変えますよとかっていう試験結果を示してるとことかがあつたりして、前の試験やれって言うつもりは全然全くないんですけどそういうのも考慮した上でこの試験で大丈夫というふうに示されているという理解でいいですかこの防火塗料に関して、
1:33:31	はい。日本原燃の稲場です。今整理しているものですねちょっとそれについてはそれが示されるようなものをちょっと今整理しておりますので、図面を先日出してあります資料のほうを整理して早急にお出ししたいと思っいております。
1:33:49	規制庁田尻です今のはどっちかですすでに出てるやつのやつ大丈夫ですよんっていうだけだったんですけど、とりあえず意識示されるということだと思っいて、その資料見て何かほかの資金も出てくるかもしれないんでとりあえずこいつはそれぐらいにしておきます。ほかの資料に関してなんですけど、火災という意味で言うと、トモクその火災という意味で言うと、加斗 01 の火災防護上重要な

	<p>機器等及び重大事故等対象施設についての資料でちょっと幾らか確認をさせていただきたいんですが、資料弁明資料はも大丈夫すか開けそうですか。規制庁田尻ですが、まず全体の若干些末な話ではあるんですけど、今株をゼロ1の資料のタイトルだけ見ると、これ火災及び爆発の防止に関する補足説明資料を火災防護上重要な機器等って書かれてるんですけど、結局この資料。この資料自体は多分MOXに特化した資料になってるかなというふうに思っていて、他の外部事象とかであれば、かつ最終でMOXは共通なんで、特にタイトルに説明会なくても理解はできるかなと思ってたんですけど、どこに火災においては、最初にしか使わない補足説明資料等も薬しか使わない補足説明資料というのが散見されていて、要は最後パッケージそろえたときに再処理の補足資料としてどう整理するのかとかっていう考え方を確認したいんですけど。</p>
1:35:25	<p>日本原燃の蝦名です。今ですね我々のほうでもちょっとともども連番でトップ3ですけれども、何かそれぞれ出ているものとかもありますんでちょっとその整理についてはですね、再処理のものとトーモクそのものでちゃんと識別できてパッケージがそれぞれになるように、考え方で整理しているところです。</p>
1:35:49	<p>以上です。</p>
1:35:50	<p>規制庁の田尻です。ちょっとMOXはMOXとか平気で厳しいところがあるんですけど再生で示されてるやつって発生防止対策でプランジの話とかのやつっていうのは別にも草で使おうと思えば使えるやつっていうのがあったりするので、何用の先々使うからっていう意味で両方出すっていうのは別にそれは止めやしないんですけど。とりあえず片方に特化しすぎて費用が何の位置付けがされたかかっていうのがあったとづらくなるとちょっと面倒くさいので、その点はちょっと整理いただければと思います。で、ちょっとすみません先ほどのカードをゼロ1の資料の中身に入っていないんですけど、右下のページの5ページでちょっと確認させていただければと思うんですけど。どこかのときだったらここ何か今、一番上の欄が損傷を考慮損傷を考慮しないとかなになってるんですけど、許可のときに圧がわかりやすかったかかっていうと微妙なところだと思うんですけど許可のときは影響軽減を考慮するしないみたいなタイトルだったと思うんですけど、これ意味合いが変わったんですか。</p>
1:36:51	<p>はい。</p>
1:36:52	<p>日本で日本原燃にわたってです抵当特段の意味は書いてなかったんですけど、以下の意味は協会でお示した時の影響軽減を考慮っていうところ、ほかの損傷考慮っていうところの意味というの差をつけたつもりはないんですけどちょっと表現として、可決に示せるようにということできっと直させていただいたところが趣旨でした。</p>

1:37:14	<p>規制庁の田尻です。簡潔になったというふうに言われるのであれば、何が簡潔にあったかをまず言っていたら良かったくて、少なくとも損傷を考慮って言って何が簡潔でわかりやすくなったのかっていうのは若干疑問があるんですけど、ここで書かれてるのは、火災区域の設定の話であって、昔は影響軽減の話として書かれているものであって、火災区域設定するしないの話と影響軽減の話若干別事業にいてると思っていて、それを損傷考慮っていうふうに言うと、何か火災区域の設定ポンプ近づいてくんで意味合いを変えたのかなと思うんですけどそのイトウはないということですか。</p>
1:37:56	<p>日本原燃の柴田でございます。ちょっとそうですね今、そうですね、田尻さんおっしゃっていただいたところは確かに考え方としてあると思ってます。ちょっとすいません。確かにその影響軽減の考慮というところとこま区域の設定というところの関係があると思ってましたので、まずはちょっとごめんなさいえっと、まず趣旨としては結果としてはなるんですけども再三おっしゃっていただいたその規制と絶対ことっていうところが今、ところがあるかと思ってます。すいませんちょっと。</p>
1:38:38	<p>説明がちょっとご説明申し上げましたの田尻です整理できてないんだから整理してくださいというのがまず一つと、ここで示したいのは要は個別の火災区域を設定するか否かというところなんだと思うので、そののとこと関連づけるというのが別にそれで構わないんですけど。とりあえず何か表現として意味がわからないものはできるだけ避けていただきたくて、この村長考慮昇降できないというのも何のこと言ってるのかよくわからない形になりそうな気もするので、あと許可との時の資料との関係でいうと、真ん中に考えられる火災影響って油断をふやされてるんですけど、ここをふやしたせいでますますわからに税理士ように実はなっていて、損傷を考慮しないの※1で書かれてるのって、当該設備が不燃性材料または難燃性材料を使用してるかっていうふうに書かれていけ難燃性材料の話ですと、ただちょっと左手グローブボックスの考えられる火災影響っていくとパネル括弧何年で書いてあってでも何でもこっちに入るんだという形になっていたりしてですね。要は、そもそもこの考え方だけで、個別の火災区域設定するかどうか決めたのかどうかもちょうとあやしいところがあると思っているので、名中、許可のときの整理についてはもう別に否定もしないんですけどそっから微妙に変えて今はいずれ資料にされると。正直、何の資料だけで話にしかならんので、ちなみにその一行下のポンプ場の欄の考えられる火災影響も構成機器のうちケーブルって書いてあってでもケーブル右側に行ったらケーブル米三って書いてあって、ケーブルに関しては、個別の火災区域設定しませんみたいなので、ケーブルも、このケーブル対象ケーブル対象じゃない△分けたりすると思うんで、何か暖を気軽にふやすのは構わない</p>

	<p>んですけど、そのせいで肥料として整合とれなくなったらまた意味がない話なので、そこはすみません、資料全体として整理をしていただきたいというのが1点、以来ですと、もう1点なんですけど、それでそもそも論で確認したいんですけどこの個別の火災区域の設定するしないっていうのは何に影響はするんですけど、もともと建屋全体を火災区域に設定しているので、以前火災区域にはすべての機器が入っていると思っていて、個別の火災区域を設定したら何かお得なのか、何ができるということかそこらがわからなくて、何かそもそもこの資料を別に極端な話、火災区域の中で全部あと火災区画ですって言うてきたところも別に先行プラントなくはないぐらいのレベルだと思っているので、ここって何を説明されたんでしたっけ。</p>
1:40:57	<p>はい。日本原燃のようになってございます。一つ目の言われた影響軽減の考えられる火災影響の表のところですねこちらはちょっと具体的についていうところを示そうと思って書いたんですけども、ちょっと全体的に資料がわかりづらくなってしまって申し訳ございませんでした。そこは直したいと思います。もう一つの御指定と。質問にありました。個別の火災区域というところの件なんですけれども、もともと重要な機器とちょうど閉じ込めというところで、設備設置したんですけども、まずはその建物全体でまぜて建物として設定するっていうのはあったんですけども、その中に置いてるものところに対して、周りになるべく影響を中での影響ですねShortさせないという観点でなるべく部屋単位とかですねそういった細かい区切りをした上で、そこに対して影響軽減基地とやりましたと、3時間耐火をきちっとやりましたというところで個別っていうふうに表示させていただいておりました。</p>
1:41:58	<p>規制庁の田尻です確認したいのは、個々個別のとりあえず個別の火災区域を設定したら、何か設備が増えたり減ったりするのが増えたりするんでしたっけ。</p>
1:42:09	<p>そうだけど、日本原燃のようになってございます。そういう意味で言うと、そうですね個別に、その中に区域を設定するとそこに対して3時間の影響延焼防止っていうところで例えばダクトが通ってたらそこにダンパーが入って延焼防止用のダンパが入るとかですね、シャッタが入るとか扉が防火扉が入るといったところでの経緯等もですね、軟弱で株な説明ができて途中で止めたんですけど、普通に考えると別に火災区域がかかるかといっちゃうからお母さん、</p>
1:42:37	<p>協会っていうのはちゃんと一体化しなきゃいけないので、1だけの問題だと思っていて、確かに感知器の種類とかは防護対象の数によってから、その範囲があるんでいろいろ決まってくるかと思うんですけど、何か個別な火災区域設定したり設定しなかったら音とかっていうそういうもんでもあまりないという認識なので。別に何かこの許可の説明とか他の資料見てもでてそんなふうになってないような気もするので、にあたり評価する耐単位をより隣接火災区域と</p>

	壁の関係で評価するために細かく設定したかったんですがただそれで構わないので、何か対策微妙に違うんですみたいな説明になるとまた何か根底が崩れるの面倒くさいので、ちょっとその辺りは整理した上で説明いただければと思います。
1:43:20	はい。
1:43:22	はい。
1:43:23	ハイパー、日本原燃の稲場です。先ほどの火災区域にEについては個別のつていうところについてはもう一度整理してですね説明をさせていただきますだと、最初のところでコメントいただきました表のところですね火災の影響のところにつきましてもちょっと整理させていただきたいと思います。
1:43:45	慶弔取り入れて最後に何かまた、今回で申し訳ないんですけど、この話っていうのは影響軽減の話じゃないんですけど、今の火災区域は、下の稲場です火災区域の話ですよね。綾瀬先ほど個別に火災区域設定したいのは影響の話を含んで個別の火災区域設定している気がしたんですけどそういうわけじゃないんですかやっとな影響軽減というのを3時間耐火壁とかでとらえるとするじゃないですか。この火災区域を個別に設定するつちゅう話っていうのは、その影響軽減を見越しての話とは関連がないんですけど、何かちょっといまいどこまで説明この項目が新しい影響軽減のことを考慮しないんだったらこの個別の火災区域の話なんかも出てこないような気もしているんですけど、そこはリンクはしてないってことですか。
1:44:38	日本の会社です。どちらを先に説明するかということがあるかもしれませんが、おっしゃる通り火災区域を設定するのは建屋なので、大きく火災区域を設定されてれば基本的にはまず一つのハードルがクリアされて、あとはそのあとの個別の機器の設計なり何なりを考えると、どこまでかメッシュを細かくして火災区域を設定したほうが隣の影響とかも含めて、説明性という意味では楽になるというか、そういう部分で期待できるものが増えるということだと思ってます。そういう意味では、影響軽減なり何なりを考えた上で出てくるものじゃないのということはあるかもしれませんが、まず火災区域を設定します設定しないといけない建屋ですということを宣言した上で、どういう火災区域に設定するのかっていうところが、にわとりと卵の関係かもしれませんがあると思ってましたので、最初に、設置建屋の設定の中で設計の中で説明したいということで今回整理をさせていただきました。
1:45:37	規制庁の田尻です。もともと何かそんなすぱっとどっかで切れるものでなければ難しいところあると思うんですけど、そういった意味で言えば基本方針としてある程度全体像が示されていて、そのうち建屋に絡むものとしてここで御説明しますっていうふうにこっから先の部分に関しては個別設備の関連としてそれ

	<p>を次回以降で御説明しますっていうところの境目を多分説明いただいたほうがいいかなというふうな気はします。今のお話だとやっぱり多少一挙に火災区域を設定している時点で最後のゴール提供評価の話にどうしてもなってしまうので、完璧にスポット切り離せるものではないと思っているので、その点は多分全体像として整理して説明いただければいいんじゃないかなと。その時に説明が足りないよりは多少オーバーラップしても広めに説明されてる分にはちょっと広め説明だったらねっていうぐらいには効くので、その点はちょっと考慮いただければと思います。</p>
1:46:26	<p>いよぎん社ですと先ほどからあった方の問題点だと思いますので、火災溢水で例示でまずは整理をしたいと思います。</p>
1:46:38	<p>規制庁の田尻です。あと個別の数、資料に関してなんですけど、図面に関しては先ほどお伝え一通り木製には加工建屋が今設備の予定のものも含めて書かれてはいるんですけど先ほどさえた通り、今回の申請とする3時間のものってどこっていうところだけちょっとはつきりしたいと思っていて、例えば土地データの再処理とMOXの取り合いの部分とか話もちょっと※書きとかが出てきたりするんですけど、じゃあそういったどっちなのよっていうところがあったりするので、多分今回耐久試験の話ふやされるという話で、ある程度中身が見えてくるような気はしているんですけど。ちょっとその辺りをいやさき話したんですけど、火災区画の境界っていうのを今回の範囲ですか。日本原燃手付等系統確認ですけれども区画の境界に何かしらの機能を期待するかってそういう理解でよろしいですか。規制庁田尻ですや今回3時間耐火壁と3時間耐火の扉を多分対象として申請されるんだと思うんですけど、火災の観点でいう形でやって言われたときに説明されるんだと思うんですけど。この火災区画の境界って言った時って別に3時間でない場合もあったりすると思うんですけど、ただ何か部屋単位で書かれているところからこっちもちゃったりするんですけどそういうやつは今回の対象ですか。対象じゃない場合っていつ説明されるイメージですか。</p>
1:48:06	<p>日本原燃の稲場ですとねとする。またいつ説明されるかという今回図面ですとねその部分というのはお示して機能としては3時間と1時間というところとする基本方針で示す。ようにしているつもりなんですけどちょっとそこはまだ今おっしゃられたコメントですと内というふうなコメントだと思ってますんでそこはいま一度整理して切れれば三次元のところはあるんですけど、それが図れないすいませんそのややこしい話言いたいわけではなくて、</p>
1:48:42	<p>では、火災区域と区画で先ほど個別の火災区域お話しされたんですけど、ある意味あれ火災区画の外にもどうしても近くなってしまうって、火災区域で、それは個別に設定するものが火災区画っていう話になったりするので、ただ別</p>

	<p>に3時間耐火でなくていいよっていうのは火災区画であると思っていて、なんで今日火災区画の境界っていうのは3時間耐火じゃないから、あくまで影響軽減の話として1時間耐火で行うので影響軽減設備の話として、あと次回で防護対象設備がでたらめで説明しますよっていうのはそれも一つの整理だと思ってんですけど、今後詰めが示されれば、今回の申請対象っていうのがわかる形になるのかもしれないんですけど。火災区域火災区画が今図面上書かれていて、どこまで示されようとするのかなという最終的にモリノなければ何でもいっていいと思ってんですけど、2人で火災区画の境界の説明だけする恣意性で今後の防護対象と考えたときに合わないような気がしていて、結局後で説明するっちゃうことなのかもしれないんですけど、何か忘れ去られても困るので忘れないようにしてくださいねというだけのコメントなので、緊対所再いただければ別に問題はないです。</p>
1:49:46	<p>YKT、日本原燃の予定でございますすいまままでのご指摘10日までのコメントとあわせて全体整理させていただきます。</p>
1:49:58	<p>規制庁の田尻です8等は、あと瑣末な悲しいんですけど、再処理のほうから加藤03のほうで内部火災に関する施行に変更認可の変更申請要否の考え方というのが一定これ多分、中の表のタイトルが何か意味わかんないから帰ってちゃんと直してねっていうふうになって今変更手続き要否の考え方で中に変わったんですけど。資料のタイトルは変更認可後の変更申請よりっていうふうに変えられず位置づけるんですけど。</p>
1:50:34	<p>日本原燃の津田でございます。すいません表題の方をですすいません。簡略化したところでそう書いておりました。ずっと適切に修正いたします。</p>
1:50:50	<p>規制庁田尻ですよ人過去に申請またすんので感じにどうしても見えちゃうので、タイトルかそれと何かイメージ良くないのでレジなかったタイトル直した駄目な理由もないと思うので直せるのであれば直していただければと思います。はい、原燃津田でございますすいません1ページを2ポツところにちょっと内容を拡充するので、以上いらないと思ったんですが墓石の点、理解いたしましたので対応いたします。</p>
1:51:17	<p>規制庁田尻です。その他の資料は大体コメント踏まえて直されたのかなという感じはするので、ちょっと1点だけ確認なんですけど。過去06の資料で建屋内装材の資料になるんですが、こちらの資料で得失エポキシとかそういう話があって中三って書かれたりすると思うんですけど、これって何年資料ないんですけど。</p>
1:51:45	<p>日本原燃稲場です。こちらにつきましては難燃性で試験をしてただ羅列し加熱試験というんですかね試験をやったものを使うということでちょっと今後、見直しをさせていただきたいと思います。</p>

1:52:04	規制庁田尻です。全体として何か資料見直しがそうなので、正しいやつをどうかで出してくださいっていうのと、今の指摘の趣旨は何かっていうと権は不燃とか終え認定で出してくださいねってどこであるんですけど、体内ちゃったりないんですけど難燃でプラスアルファなんかやってますよっていうふうに言っているのか。何年目そのじゃなくてプラスアルファ部分だけで頑張ろうとしてるのかっていうので対象確認は違うので、その部分いやプラス要因であるんだったらそこぐらい占めてもいいんじゃないかなっていう指摘なので書けるものが書いていただければと思います。
1:52:35	はい。2 個目の稲場です。その辺を整理して記載いたします。
1:52:44	規制庁の田尻です。あっ等はその資料で安全上重要な施設の系統分離対策についての資料があったかと思うんですけど。こちらに結構内容が前回のヒアリングから変わったとかも減った形にはなってると思うんですけど、これは今回申請対象の建屋に特化した資料として示したということにしました。
1:53:06	日本原燃の稲場です。そう通りでございます建家に関するところだけでいらないところをちょっと削ったという形で整理しております。
1:53:17	調達利率先ほどお話に出てきた全体像の話の中でまた町ふやさなきやいけない内容があったらまたふやしていただければと思うので、もともとそこまでなかなかある費用ではないので今回どこまで言わないんですけど、要はの全体像として、結局他んとこ私膨れ上がるんだったらこっちもふやさなきやいけないことと変わり得ると思っているので、全体として整理いただければと思います。火災に関して自分からとりあえず以上です。
1:53:42	規制庁この原子炉規制庁コサクですけど、これまで一連のところちょっと気になってたんですが耐震のほうのヒアリングでですね、補足説明、今日の引き上げでもありましたけど、補足説明資料として何が必要なのか、どういう項目出しをするのかと。いうことに加えて、それに踏まえて、補足説明資料の中でどういうふうに書いていくのかっていうことを、耐震のヒアリングのほうで、こう書いてきますよっていう方針を説明されていて、耐震だけでなく全体に展開していますというふうに聞いてますんで、その関係でいうとこの範囲について部分的な説明です。だとすると、そこは今後、第 2 回なんでこういう部分を追加しますっていうことを書いていただくということがありますし、補足説明資料別のものにしてそっ別のものを次回提出しますっていうようなことであれば補足説明資料一覧のところでもそういうふうの説明いただければいいですし、いうことで今日ヒアリングなった補足説明としての十分性という検討にあわせて中身についても精査をいただくということだと思ってるんですけど一応今日の資料はその整理の前のときに提出されたものだからこうなっているけど、次回ときにはそういうことも踏まえて再興されるという理解でよろしいですか。

1:55:11	日本原燃者でございます。その通りでございますすみませんタイミングの問題であってなかったところがありました。申し訳ございません。
1:55:26	その他に火災の資料に対してコメントあるかといいますか、規制庁側からもしくは原燃側で確認したい点があれば、
1:55:33	あ、すみません日本原燃志和屋でございます先ほどお話の中で、すみません私共通 01 も含めて全体の第 1 回の申請範囲のスキームなり何なりをもう 1 回あれフェースの時の経緯も含めて整理させていただきますっていう話の中で、思ってた前提としては、基本設計方針が増えたら直に補足説明しているのが添付資料にそのまま影響が出るというパターンもあれば、そうでないパターンもあると思って整理をしますと言ってたんですが、先ほど田尻さんの御発言を受けますと基本設計方針の範囲が増えるとそのまま補足説明の範囲も必要な範囲が増えるのではないかという指摘だったんですけどそこは、いろんなパターンがあると思ってよろしいですか。
1:56:23	規制庁田尻です。先ほどのやつは要はMOXの結局その火災区域の設定中の影響軽減との関係でどこまでっていうふうにとらえるかだけの話なので、それぞれに基本設計方針の本文データ何でもかんでも補足減らせというよりは、先ほど火災区域の設定のところと別資料のところと個別の火災区域の設定みたいな営業建築なことを説明されたりしたので、絡みで説明ふやさなきゃいけないこともあったりするかもしれないんでそこは検討してくださいねっていうだけの趣旨なので、別に本部をふやしたら何でもかんでも補足ふやして欲しいっていうわけじゃなくて、本文は一通りなめた上で個別のものに関して補足で示すっていうのは全然別に、
1:56:59	そこのふやせと言ってるつもりは特にはないです。わかりました。すみません、私が誤解者だけ申し上げますがちょっとそこも含めて整理をさせていただきます。
1:57:09	規制庁コサクです。よろしくお願ひします。ちょっと言い忘れたんですけど、添付書類、補足説明資料それぞれですね、耐震のほうでロジックがわかるようにちゃんと書いてねと。いうことがあって、今日、今、火災の最初の 01 とかもそういう点でやっぱり国会しやすい形になっている或いはロジックが整理されていない状態での資料になっているということなのかなと思いますので、先ほど言った記載を精査していくという中でですね、その点もクリアになるように配慮いただければと。いうふうに思ってますし、そういった整理をしていくと、先ほどと石原さんが言われたように増えるのか増えないのかどうなのかといったこともなんですかね、扱いとして、変な疑念を持たずに、資料見れるという事縮むなると思いますので、対応よろしくお願ひします。

1:58:12	電源車でございます。体制でこの状況も踏まえた上で整理をしっかりとさせていただきます。
1:58:27	はい、えっと他に規制庁側から確認事項ありますか。なければ、本日出た指摘事項等、それに対する対処方針等へとスケジュールについて原燃側から説明をお願いします。
1:58:46	日本原燃者でございます。まず火災MOXも含めてかもしれ全体としては第1回の申請範囲ということの整理が他の資料等も含めて、全体調整が必要だと思いますのでその範囲をしっかりと整理をした上で、それを説明すべき範囲に対して必要な補足説明の内容ですかっていうのを精査をした上で治療を再検討したいと思っておりますが、これは全体通して同じだと思いますので、共通でやらさせていただきます。はい。その辺の整理を含めてというのは先ほどの共通17も含めて3月中、早いうちにと言いましたのでそれとの連動で整理をさせていただきたいと思っております。
1:59:38	日本原燃から何か確認すべきことがあれば、
1:59:47	容疑でスライでございます。特にございません。
1:59:50	はい。
1:59:51	それでは本日のヒアリングを終了したいと思います。深い様でした。ありがとうございました。